

第2節

アジア・大洋州

1 概観

〈全般〉

アジア・大洋州地域は、経済規模世界第2位の中国や第3位の日本だけでなく、成長著しい新興国を数多く含み、多種多様な文化や人種が入り交じり、相互に影響を与え合うダイナミックな地域である。同地域は、豊富な人材に支えられ、世界経済を牽引し、その存在感を増大させている。世界の約77億人の人口のうち、米国及びロシアを除く東アジア首脳会議（EAS）¹参加国²には約36億人が居住しており、世界全体の約48%を占めている³。東南アジア諸国連合（ASEAN）、中国及びインドの名目国内総生産（GDP）の合計は、過去10年間で約2.6倍以上増加（世界平均は約1.4倍）している⁴。また、米国及びロシアを除くEAS参加国の輸出入総額は10兆150億米ドル（2019年）であり、EUの11兆2,500億米ドル⁵に匹敵する規模である。域内の経済関係は緊密で、経済的相互依存が進んでいる。今後、更なる成長が見込まれており、この地域の力強い成長は、日本に豊かさと活力をもたらすことにもつながる。

その一方、アジア・大洋州地域では、北朝鮮



菅総理夫妻のベトナム訪問（10月19日、写真提供：内閣広報室）



菅総理夫妻のインドネシア訪問（10月20日、写真提供：内閣広報室）

の核・ミサイル開発、地域諸国による透明性を欠いた形での軍事力の強化・近代化、法の支配や開放性に逆行する力による現状変更の試み、海洋をめぐる問題における関係国・地域間の緊

¹ EAS : East Asia Summit

² ASEAN（加盟国：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム）、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア及びニュージーランド

³ 世界人口白書2019

⁴ 世界銀行

⁵ 国際通貨基金（IMF）

張の高まりなど、安全保障環境は厳しさを増している。また、整備途上の経済・金融システム、環境汚染、不安定な食料・資源需給、頻発する自然災害、高齢化など、この地域の安定した成長を阻む要因も抱えている。

その中で、日本は、外交の柱の一つとして、積極的な近隣諸国外交を掲げ、首脳・外相レベルも含め積極的な外交を展開してきている。2020年は新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で、他国への訪問は大幅に制限されたが、そのような中でも対面外交を重ねたほか、電話やテレビ形式での会談を積極的に実施し、近隣諸国との良好な関係を維持・発展させてきた。アジア・大洋州地域諸国との関係では、安倍総理大臣は、4月には新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するASEAN+3（日中韓）特別首脳テレビ会議に出席するなど、地域の感染症対策について活発に議論を交わした。また、ASEAN諸国やオーストラリアなどと二国間の電話会談を実施した。7月にはオーストラリアと首脳テレビ会談を行い、新型コロナ対応を始めとする諸課題について意見交換した。9月に新内閣が発足して以降、菅総理大臣は、オーストラリア、中国、韓国を始め、多くのアジア大洋州諸国との電話会談を行い、各国首脳との信頼関係を構築した。また、菅総理大臣は、10月に、総理就任後初の外国訪問先としてベトナム及びインドネシアを訪問し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を着実に実現していく決意を明らかにするとともに、「インド太平洋国家」として今後も地域の平和と繁栄に対する貢献を主導していくことを宣言した。11月には、菅総理大臣は、テレビ会議形式で開催されたASEAN関連首脳会議（日・ASEAN首脳会議、日・メコン首脳会議、ASEAN+3（日中韓）首脳会議、東アジア首脳会議（EAS）、RCEP首脳会議）に出席した。日・ASEAN首脳会議では、

「インド太平洋に関するASEAN・アウトルック（AOIP）⁶協力についての第23回日・ASEAN首脳会議共同首脳声明」が採択され、AOIPとFOIPが本質的な原則を共有していることを確認した。同共同声明を踏まえ、ASEANの取組を後押しすべく、協力の具体化を追求している。また、RCEP首脳会議では、RCEP協定に署名するに至った。さらに同月後半には、菅総理大臣は、訪日したモリソン・オーストラリア首相との会談に臨んだほか、首相に再任したアーダーン・ニュージーランド首相と電話会談を行った。茂木外務大臣は、1月にベトナム、タイ、フィリピン及びインドネシアを、8月にマレーシア、シンガポール、カンボジア、ラオス及びミャンマーを訪問し、ASEAN諸国を歴訪するとともに、パプアニューギニアにも訪問した。また、1月に米国で開催された日米韓外相会合^{カンギョンファ}に出席するとともに、康京和韓国外相と会談を行った。3月には、新型コロナに関する日中韓外相テレビ会議に参加した。また、9月には、茂木外務大臣は、テレビ会議形式で開催されたASEAN関連外相会議（日・ASEAN外相会議、ASEAN+3（日中韓）外相会議、東アジア首脳会議（EAS）参加国外相会議、ASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会合）にも精力的に臨んだ。10月には、新型コロナの感染拡大後初めて日本で行われる閣僚レベルの国際会議となった第2回日米豪印外相会合を東京で開催し、あわせて、ペイン・オーストラリア外相との二国間外相会談及びジャイシヤンカル・インド外相との間で第13回日印外相間戦略対話も実施した。11月には、王毅^{おうき}中国国務委員兼外交部長が訪日し、茂木外務大臣と会談を実施した。こうした外交活動と並行して、茂木外務大臣は、新型コロナの制約下でも多くのアジア大洋州諸国と電話会談を行い、各国と緊密な連携を維持・発展させた。

日本は、アジア・大洋州地域において様々な

6 AOIP：ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

2019年6月、ASEAN首脳会議において採択。インド太平洋地域におけるASEAN中心性の強化に加え、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、グッドガバナンス、主権の尊重、不干渉、既存の協力枠組みとの補完性、平等、相互信頼、互惠、国連憲章及び国連海洋法条約その他の関連する国連条約を含む国際法の尊重といった原則を基礎として、海洋協力、連結性、SDGs及び経済などの分野での協力の推進を掲げている。

協力を強化しており、引き続きAOIPに関する日・ASEAN協力に加え、環境、高齢社会、人的交流の3分野を中心とする日中韓協力など、多様な協力枠組みを有意義に活用していく考えである。

〈日米同盟とインド太平洋地域〉

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本のみならず、インド太平洋地域の平和と繁栄及び自由の礎である。地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の重要性はこれまで以上に高まっている。2017年1月に米国でトランプ政権が発足して以降、2020年末までに、電話会談を含め50回以上の首脳会談を行うなど、首脳間を始めとするあらゆるレベルで緊密に連携し、北朝鮮を始めとする地域の諸課題に対応している。

また、米国とは新型コロナの感染拡大により人の移動が制限されている状況においても、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を進めている。7月に新型コロナ感染拡大後に外国要人として初めて来日したビーガン米国務副長官兼北朝鮮担当特別代表は茂木外務大臣を表敬し、新型コロナの感染拡大の中にあっても日米が連携して「自由で開かれたインド太平洋」を維持・強化することを確認した。10月にポンペオ米国務長官が日米豪印外相会合出席のために訪日した際、菅総理大臣を表敬し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、この日米豪印外相会合を始めとする取組を含め、同志国とも緊密に連携していくことを確認した。また、2021年1月の菅総理大臣とバイデン米国大統領の日米首脳電話会談でも、両首脳は、米国のインド太平洋地域におけるプレゼンスの強化が重要であること及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に連携するとともに、地域の諸課題にも共に取り組んでいくことで一致した。

〈慰安婦問題についての日本の取組〉

(日韓間の慰安婦問題については、41 ページ 2 (2) (ウ) 参照)

慰安婦問題を含め、先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米国、英国、フランスなど45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約などに従って誠実に対応してきており、これらの条約などの当事国との間では、個人の請求権の問題も含めて、法的に解決済みである。

その上で、日本政府は、元慰安婦の方々の名誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。1995年には、日本国民と日本政府の協力の下、元慰安婦の方々に対する償いや救済事業などを行うことを目的として、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」(略称:「アジア女性基金」)が設立された。アジア女性基金には、日本政府が約48億円を拠出し、また、日本人一般市民から約6億円の募金が寄せられた。日本政府は、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への「償い金」や医療・福祉支援事業の支給などを行う財団法人「アジア女性基金」の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。アジア女性基金の事業では、元慰安婦の方々285人(フィリピン211人、韓国61人、台湾13人)に対し、国民の募金を原資とする「償い金」(一人当たり200万円)が支払われた。また、アジア女性基金は、これらの国・地域において、日本政府からの拠出金を原資とする医療・福祉支援事業として一人当たり300万円(韓国・台湾)、120万円(フィリピン)を支給した(合計金額は、一人当たり500万円(韓国・台湾)、320万円(フィリピン))。さらに、アジア女性基金は、日本政府からの拠出金を原資として、インドネシアにおいて、高齢者用の福祉施設を整備する事業を支援し、また、オランダにおいて、元慰安婦の方々の生活状況の改善を支援する事業を支援した。

個々の慰安婦の方々に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は、自筆の署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安

婦の方々に直接送った。

2015年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、日本としては、20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意である。

このような日本政府の真摯な取組にもかかわらず、「強制連行」や「性奴隷」といった表現のほか、慰安婦の数を「20万人」又は「数十万人」と表現するなど、史実に基づくとは言いがたい主張も見られる。

これらの点に関する日本政府の立場は次のとおりである。

●「強制連行」

これまでに日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。

●「性奴隷」

「性奴隷」という表現は、事実に反するので使用すべきでない。この点は、2015年12月の日韓合意の際に韓国側とも確認しており、同合意においても一切使われていない。

●慰安婦の数に関する「20万人」といった表現

「20万人」という数字は、具体的な裏付けがない数字である。慰安婦の総数については、1993年8月4日の政府調査結果の報告書で述べられているとおり、発見された資料には慰安婦の総数を示すものはなく、また、これを推認させるに足る資料もないので、慰安婦の総数を確定することは困難である。

日本政府は、これまで日本政府がとってきた真摯な取組や日本政府の立場について、国際的な場において明確に説明する取組が続けている。具体的には、日本政府は、国連の場におい

て、2016年2月の女子差別撤廃条約第7回及び第8回政府報告審査を始めとする累次の機会を捉え、日本の立場を説明してきている。

また、韓国のほか、米国、カナダ、オーストラリア、中国、ドイツ、フィリピン、香港、台湾などでも慰安婦像⁷の設置などの動きがある。このような動きは日本政府の立場と相いれない、極めて残念なものである。2017年2月、日本政府は、米国・ロサンゼルス郊外のグレンデール市に設置されている慰安婦像に係る米国連邦最高裁判所における訴訟において、日本政府の意見書を同裁判所に提出した。日本政府としては、引き続き、様々な関係者にアプローチし、日本の立場について説明する取組を続けていく。

慰安婦問題についての我が国の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



2 朝鮮半島

(1) 北朝鮮（拉致問題含む）

日本は、2002年9月の日朝平壤宣言^{ピョンヤン}に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を図ることを基本方針として、引き続き様々な取組を進めている。

北朝鮮は、2019年に続き、2020年3月に4回の弾道ミサイルの発射を行ったほか、6月には開城^{ケソン}の南北共同連絡事務所を爆破し、また10月の朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式では、新型の大陸間弾道ミサイル（ICBM）や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）の可能性のあるものなどを登場させた。こうした中、日本としては、引き続き、米国や韓国と緊密に連携し、中国やロシアを含む国際社会と協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行を進

⁷ 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

め、朝鮮半島の非核化を目指していく。

拉致問題については、北朝鮮に対して2014年5月の日朝政府間協議における合意（ストックホルム合意）⁸の履行を求めつつ、引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

ア 北朝鮮の核・ミサイル問題

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。

2019年12月28日から31日まで、朝鮮労働党中央委員会全員会議（総会）が開催された。出席した金正恩^{キムジョンウン}国務委員長は「情勢が良くなるのを座して待つのではなく、正面突破戦を展開すべき」としつつ、「世界は遠からず北朝鮮が保有することになる新しい戦略兵器を目撃することになるであろう」と述べたと報じられた。2020年10月10日には、朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式が開催され、金正恩国務委員長は「我々が直面したり相対したりする可能性のあるいかなる軍事的威嚇^{いかく}も十分に統制、管理することのできる抑止力を備えた」としつつ、「我々は、敵対勢力によって持続的に強まる核の威嚇を含む全ての危険な試みと威嚇的行動を抑止し、統制、管理するために自衛的正当防衛手段としての戦争抑止力を引き続き強化していくであろう。」と述べた。また、2021年1月5日から12日まで朝鮮労働党第8回大会が開催された。同大会において金正恩国務委員長は、侵略戦争の危険が続く限り、防衛力は不断に強化されなければならない旨述べた上で、核兵器の小型化・軽量化・多弾頭化、原子力潜水艦、極超音速兵器、軍事偵察衛星の開発・保有などについて言及したと報じられた。さらに、2020年10月の閲兵式や2021年1月の朝鮮労働党第8回大会記念閲兵式では、新型の大陸間弾道ミサイルや潜水艦発射弾道ミサイル

の可能性のあるもののほか、2019年に発射実験を行った弾道ミサイルとも見られる兵器などが登場した。

また、北朝鮮は、2019年5月から11月にかけて短距離弾道ミサイルの発射などを繰り返し、2020年3月にも4回短距離弾道ミサイルを発射したのに続いて、2021年3月にも弾道ミサイルを発射した。この中には、通常の弾道ミサイルよりも低空で飛翔するといった特徴を有するものなどが含まれている。こうした発射は、日本のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であり、全く受け入れられない。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、安保理決議を完全に履行することが重要である。日本は、海上保安庁によるしょう戒活動及び自衛隊による警戒監視活動の一環として、安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っている。安保理決議で禁止されている北朝鮮船舶との「瀬取り」（洋上での物資の積替え）を実施しているなど、違反が強く疑われる行動が確認された場合には、国連安保理北朝鮮制裁委員会などへの通報、関係国への関心表明、対外公表などの措置を採ってきている。加えて、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、米国に加え、カナダ、オーストラリア及びニュージーランド^{か で な}が在日米軍嘉手納飛行場を使用し、航空機による警戒監視活動を行った。また、米国海軍の多数の艦艇、カナダ海軍フリゲート「ウィニペグ」及びオーストラリア海軍フリゲート「アランタ」といった海軍艦艇が、東シナ海を含む日本周辺海域において、警戒監視活動を行った。さらに、安保理決議の完全な履行及び実効性の確保のため、日本、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、英国及びフランスの間での情報共有及び調整が行われていることは、多国間の連携を一層深めるという観点から、意義あるものと考えている。

⁸ 2014年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した。

イ 拉致問題・日朝関係

(ア) 拉致問題に関する基本姿勢

現在、日本政府が認定している日本人拉致事案は、12件17人であり、そのうち12人がいまだ帰国していない。北朝鮮は、12人のうち、8人は死亡し、4人は入境を確認できないと主張しているが、そのような主張について納得のいく説明がなされていない以上、日本としては、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提で、問題解決に向けて取り組んでいる。北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題である。また、拉致被害者の御家族も御高齢となる中、拉致問題の解決には一刻の猶予もない。日本は、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの基本認識の下、その解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。2021年1月には、菅総理大臣が施政方針演説で、「政権の最重要課題である拉致問題については、私自らが先頭に立ち、米国を含む関係国と緊密に連携しつつ、全力を尽くす。」と表明した。

(イ) 日本の取組

北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を受け、同月に日本が独自の対北朝鮮措置の実施を発表したことに対し、北朝鮮は全ての日本人に関する包括的調査を全面中止し、特別調査委員会を解体すると一方的に宣言した。日本は北朝鮮に対し厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるべきことについて、強く要求した。

(ウ) 日朝関係

2018年2月9日、^{ピョンチャン}平昌冬季オリンピック競技大会開会式の際の文在寅^{ムンジェイン}韓国大統領主催レ

セプション会場において、安倍総理大臣から^{キムヨングナム}金永南北朝鮮最高人民会議常任委員長に対して、拉致問題、核・ミサイル問題を取り上げ、日本側の考えを伝えた。特に、全ての拉致被害者の帰国を含め、拉致問題の解決を強く申し入れた。また、9月、河野外務大臣は国連本部において、^{リヨンホ}李容浩北朝鮮外相と会談を行った。

2020年9月、菅総理大臣は第75回国連総会における一般討論演説において、「日本の新しい総理大臣として、私自身、条件を付けずに金正恩委員長と会う用意がある。」「日朝間の実りある関係を樹立していくことは、日朝双方の利益に合致するとともに、地域の平和と安定にも大きく寄与する。」と表明した。

(エ) 国際社会との連携

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に北朝鮮側に対して強く働きかけることはもちろん、拉致問題解決の重要性について諸外国からの理解と支持を得ることが不可欠である。日本は、各国首脳・外相との会談、G7サミット、日中韓サミット、日米韓外相会合、ASEAN関連首脳会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起している。

米国については、トランプ大統領が、安倍総理大臣からの要請を受け、2018年6月の米朝首脳会談において金正恩国務委員長に対して拉致問題を取り上げた。2019年2月の第2回米朝首脳会談では、トランプ大統領から金正恩国務委員長に対して初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し、拉致問題についての安倍総理大臣の考え方を明確に伝えたほか、その後の少人数夕食会でも拉致問題を提起し、首脳間での真剣な議論が行われた。トランプ大統領は、2017年11月の訪日の際に続き、2019年5月の訪日の際にも拉致被害者の御家族と面会し、御家族の方々の思いのこもった訴えに熱心に耳を傾け、御家族の方々を励まし、勇気付けた。また、2020年9月の日米電話首脳会談において、菅総理大臣からトランプ大統領に対して、拉致問題の早期解決に向け果断に

取り組んで行く考えであると述べ、同問題の解決に向け、引き続きの全面的な支援を求めたほか、2021年1月のバイデン大統領との電話会談においても、菅総理大臣から拉致問題の早期の解決に向けて理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

中国についても、2019年6月の日中首脳会談において、しゅう きんぺい 習近平国家主席から、同月の中朝首脳会談で日朝関係に関する日本の立場、安倍総理大臣の考えを金正恩国務委員長に伝えたとの発言があり、その上で、習近平国家主席から、拉致問題を含め、日朝関係改善への強い支持を得た。また、2020年9月の日中電話首脳会談においても、菅総理大臣から習近平国家主席に対して拉致問題を含む北朝鮮への対応について提起し、引き続き日中が連携していくことを確認した。

また、韓国も、2018年4月の南北首脳会談を始めとする累次の機会において、北朝鮮に対して拉致問題を提起しており、2019年12月の日韓首脳会談においても、文在寅大統領から、拉致問題の重要性についての日本側の立場に理解を示した上で、韓国として北朝鮮に対し拉致問題を繰り返し取り上げているとの発言があった。また、2020年9月、日韓首脳電話会談においても、菅総理大臣から拉致問題の解決に向け、引き続きの支持を求めたのに対し、文在寅大統領から拉致問題についての日本側の立場への支持が示された上で、両首脳は、日韓・日米韓の連携の重要性について改めて確認した。

6月には国連人権理事会において、また12月には国連総会本会議において、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。また、12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題の早期解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。

日本は、今後とも、米国を始めとする関係国と緊密に連携、協力しつつ、拉致問題の早期解決に向けて全力を尽くしていく。

北朝鮮の対外関係など

(ア) 米朝関係

2018年から2019年にかけて、米朝間では2回の首脳会談及び板門店での米朝首脳の面会が行われ、2019年10月にはストックホルム（スウェーデン）において米朝実務者協議が行われた。しかし、2020年には、米朝間の対話に具体的な進展は見られなかった。7月10日、キムヨジョン 金与正朝鮮労働党中央委員会第一副部長は、「米国の決定的な立場の変化がない限り、年内そして今後も朝米首脳会談は不必要であり、少なくとも、我が方にとっては無益だと考える。」との内容を含む談話を発表した。また、2021年1月の朝鮮労働党第8回党大会において行った報告の中で、金正恩国務委員長は「米国で誰が政権につこうが、米国の対朝鮮政策の本心は絶対に変わらない。新たな朝米関係樹立の鍵は、米国が敵対政策を撤回すること」であると述べたと報じられた。

なお、米国は、1月、3月、11月、12月に北朝鮮による海外労働者の派遣やサイバー攻撃に関与したとして、個人や団体などを制裁対象として新たに指定した。制裁対象は北朝鮮の団体のほか、ロシア及び中国を含む第三国の団体・個人を含んだものとなっている。

(イ) 南北関係

2018年には3回の南北首脳会談が行われるなど、南北関係は大幅に進展したが、2019年に続き、2020年も南北関係に前向きな動きはみられなかった。

1月末、南北は、ケソン 新型コロナの危険が完全に解消されるまで、開城の南北共同連絡事務所を暫定閉鎖することで一致し、韓国側職員は韓国に復帰した。

6月、北朝鮮は、韓国の脱北者団体による対北朝鮮ビラ散布を理由として、韓国への非難を強め、16日に南北共同連絡事務所を爆破した。北朝鮮はさらに、韓国に対する「軍事行動計画」を検討していることを明らかにしたが、金正恩国務委員長が出席した朝鮮労働党中央軍事委員会第7期第5回会議予備会議において、同計画

の保留が決定された。

9月には、黄海の北朝鮮側海域で、北朝鮮軍による韓国人公務員射殺事案が発生し、北朝鮮は、金正恩国務委員長による謝罪の意を含む統一戦線部名義の通知文を韓国に伝達した。これを受け、文在寅大統領は、首席補佐官会議において、金正恩国務委員長による謝罪を格別な意味として受け止め、対話と協力の機会を作り、南北関係を反転させる契機としたいと述べた。また、韓国政府は、本件に対応する中で、9月初旬に南北首脳間で親書の交換が行われたとの事実を公表した。文在寅大統領は9月の国連総会一般討論演説においても、「韓国は依然として南北の和解を追求している。」「北朝鮮を含め、中国、日本、モンゴル、韓国が共に参加する『北東アジア防疫保健協力体』を提案する。」「(朝鮮半島の平和の始まりは) 平和に対する互いの意思を確認する『終戦宣言』であると信じている。」などと述べた。

10月の朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式において、金正恩国務委員長は、「一日も早く保健危機が克服され、南北が再び手を取り合う日が訪れることを願う。」と言及した。

2021年1月の朝鮮労働党第8回党大会において行った報告の中で、金正恩国務委員長は「南北関係は(2018年4月の南北首脳会談で署名された)板門店宣言以前の時期に後戻りした。」としつつも、韓国の「態度次第で、近いうちに平和と繁栄の新たな出発点へと戻ることもあり得る。」と述べたと報じられた。文在寅大統領は、党大会の6日後に行われた新年記者会見で、「南北関係の発展に役立つのであれば、いつでも、どこでも(南北首脳会談は)可能である。」と述べるとともに、人道協力を始めとする南北協力に前向きな姿勢を示した。

(ウ) 中朝関係・露朝関係

2019年は、中朝国交樹立70周年の年であった。1月には金正恩国務委員長が訪中し、6月には習近平国家主席が就任後初めて訪朝したほか、中朝双方で国交樹立70周年の記念行事などが行われた。また、ロシアとの間では、

2019年4月、金正恩国務委員長が就任後初めてウラジオストク(ロシア)を訪問し、プーチン大統領との間で会談が行われた。

一方、2020年には、新型コロナの感染拡大などの影響もあり、中朝・露朝間において従前のような要人往来は見られなかった。北朝鮮の対外貿易(南北交易を除く。)の約9割を占める中朝間の貿易も、新型コロナの感染拡大を受けた往来の制限のため、規模が大幅に縮小している。

(エ) その他

2020年、北朝鮮からのものとみられる漂流・漂着木造船などが計77件確認されており(2019年は158件)、日本政府として、関連の動向について重大な関心を持って情報収集・分析に努めている。また、9月には、日本海の大和堆西方の日本の排他的経済水域(EEZ)において、北朝鮮公船らしき船舶が水産庁漁業取締船によって確認された。当該公船については、関係省庁による情報収集及び分析の結果、北朝鮮公船と特定され、外務省は、北朝鮮に対して日本の立場を申し入れた。引き続き、関係省庁の緊密な連携の下、適切に対応していく。

Ⅱ 内政・経済

(ア) 内政

2021年1月5日から12日までの8日間、朝鮮労働党の最高指導機関である第8回党大会が開催された。第8回党大会は、2016年5月に行われた第7回党大会以来、約5年ぶりの開催となった。

党大会では、金正恩国務委員長が、過去5年間の成果・反省及び今後の課題に係る活動総括の中で、核・ミサイル開発の継続、対外関係(米朝関係、南北関係)などについて言及するとともに、新たな「国家経済発展5か年計画」が提示されたと報じられた。また、金正恩朝鮮労働党委員長を「朝鮮労働党総書記」に推戴するなどの人事が公表されるとともに、党大会を5年に1回招集するなどを明記した党規約の改正も発表された。

第8回党大会閉会後の1月14日、第8回党

大会を祝う閲兵式が実施されるとともに、17日には、最高人民会議第14期第4回会議が開催され、経済関係の内閣メンバーの任命、「国家経済発展5か年計画」に係る法令の採択などが行われたと発表された。

(イ) 経済

北朝鮮の対外貿易においては、中国が最大の貿易額を占めるが、2020年、新型コロナの感染拡大を受けた往来の制限などの影響で、中朝貿易の規模は大幅に減少した。また、台風などの自然災害が相次ぎ、農耕地、住宅、道路、鉄道などに被害が発生したと報じられた。

このような中、10月の朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式において、金正恩委員長は、「過酷で長期的な制裁のために全てのものが不足した中で、非常防疫も自然被害復旧もしなければならぬという途方もない挑戦と難関に直面」していると述べた上で、「人民が生活上の困難から抜け出すことができずにいる」、「実に面目ない」と言及した。

2021年1月の朝鮮労働党第8回党大会において、金正恩國務委員長は、制裁、自然災害、世界的な保健危機により第7回大会で示した「国家経済発展5か年戦略」で掲げた目標を達成できなかった旨述べ、新たな「国家経済発展5か年計画」（2021年から2025年）が提示されたと報じられた。

(ウ) 新型コロナへの対応

北朝鮮は、1月からの新型コロナの世界的な感染拡大を受け、全土で防疫措置を強化した。10月10日の朝鮮労働党創建75周年記念閲兵式では、金正恩國務委員長が「1人の感染者もない。」と発言するなど、12月時点で、いまだに感染者は発生していないとしている。

1月30日には、新型コロナ対策としてそれまでの「衛生防疫体系」が「国家非常防疫体系」へ転換されると報じられた。その後、中国とロシアとの間の全ての鉄道と航空便の運行が停止され、北朝鮮当局は感染可能性のある者に対する隔離措置などを実施するなど、感染拡大

防止策を徹底していることが報じられた。7月には、朝鮮労働党中央委員会政治局非常拡大会議が緊急招集され、「国家非常防疫体系」を「最大非常体制」へと移行することに関する決定が採択された。また、同会議では、開城市へ戻った脱北者1人が新型コロナに感染している疑いがあるとして、同市を完全封鎖したことが報告されたと発表された。その後、同市の封鎖は8月13日の朝鮮労働党中央委員会政治局会議において解除されたが、金正恩國務委員長は同会議において、「国境をさらに鉄桶のように閉鎖し、防疫事業を厳格に実施することを要求する。」と述べたと報じられた。その後の政治局会議などにおいても、防疫事業の徹底や強化の必要性が度々強調されてきており、2021年1月の朝鮮労働党第8回党大会では、金正恩國務委員長が報告の中で「世界的な保健危機にも対処できる防疫措置を堅固に築くべき」と述べたと報じられた。

オ その他の問題

北朝鮮からの脱北者は、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還などを逃れるため潜伏生活を送っている。日本政府としては、こうした脱北者の保護や支援について、北朝鮮人権侵害対処法の趣旨を踏まえ、人道上の配慮、関係者の安全、脱北者の滞在国との関係などを総合的に勘案しつつ対応している。なお、日本国内に受け入れた脱北者については、関係省庁間の緊密な連携の下、定着支援のための施策を推進している。

(2) 韓国

ア 日韓関係

(ア) 二国間関係一般

韓国は重要な隣国であり、日韓両国は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓基本条約、日韓請求権・経済協力協定その他関連協定の基礎の上に、緊密な友好協力関係を築いてきた。しかしながら、2020年においても、旧朝鮮半島出身労働者問題を始めとして、2015年の慰安婦問題に関する日韓合意の趣

旨・精神に反する動きや竹島における軍事訓練など、日本側にとって受け入れられない状況が続いた。

このような中、9月、菅総理大臣の就任に当たり日韓首脳電話会談を実施し、菅総理大臣から文在寅大統領^{ムンジェイン}に対し、北朝鮮問題を始め、日韓・日米韓の連携は重要であり、旧朝鮮半島出身労働者問題などにより現在非常に厳しい状況にある両国の関係をこのまま放置してはいけな
いと考えると述べるとともに、韓国側において日韓関係を健全な関係に戻していくきっかけを作ることを改めて求めた。また、拉致問題の解決に向け引き続きの支持を求めた。

日韓間では、新型コロナの影響により要人往来が大幅に制限される状況下ではありながらも、合計3回の日韓外相会談（電話会談を含む。）や累次の機会における日韓局長協議を始め、外交当局間の意思疎通が継続された。

このような中、2021年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した。この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反し、旧朝鮮半島出身労働者問題などにより既に厳しい状況にある日韓関係を更に深刻化させるものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本として、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講じることを強く求めている。

（イ）旧朝鮮半島出身労働者問題

1965年の日韓国交正常化の中核である日韓請求権・経済協力協定は、日本から韓国に対して、無償3億米ドル、有償2億米ドルの経済協力を約束する（第1条）とともに、「両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求

権に関する問題が（中略）完全かつ最終的に解決されたこと」、また、そのような請求権について「いかなる主張もすることができない」（第2条）ことを定めている。

しかしながら、2018年10月30日及び11月29日、韓国大法院（最高裁）は、第二次世界大戦中に日本企業で労働していたとされる韓国人に対する損害賠償の支払を当該日本企業に命じる判決を確定させた。

これらの大法院判決及び関連する司法手続は、日韓請求権・経済協力協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れられない。

日本政府としては、この問題を日韓請求権・経済協力協定上の紛争解決手続に従って解決すべく、2019年1月に同協定第3条1に基づく協議を韓国政府に対し要請したが、韓国政府はこれに応じなかった。また、同年5月には、同協定第3条2に基づく仲裁への付託を韓国政府に対し通告し、これに応じるよう要請したが、韓国政府は同協定に規定された仲裁手続に係る義務を履行せず、その結果、仲裁委員会は設置できなかった⁹。

この間も原告側の申請に基づき、韓国の裁判所は日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産が現金化に至ることになれば、日韓関係にとって極めて深刻な状況を招くため絶対に避けなければならないことを繰り返し強く指摘し、韓国側が、国際法違反の状態を是正し、日本にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよう強く求めてきている。

日本政府としては、引き続き、日韓の外交当局間の意思疎通を継続していくとともに、旧朝鮮半島出身労働者問題を含む両国間の問題に関する日本の一貫した立場に基づき、今後とも韓国側に適切な対応を強く求めていく方針である。

⁹ 資料編：旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料 参照

旧朝鮮半島出身労働者問題に関する外務省
ホームページの掲載箇所はこちら

[https://www.mofa.go.jp/
mofaj/a_o/na/kr/
page4_004516.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html)



(ウ) 慰安婦問題

慰安婦問題は、1990年代以降、日韓間で大きな外交問題となってきたが、日本はこれに真摯に取り組んできた。日韓間の財産及び請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に」解決済みであるが、その上で、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るとの観点から、1995年、日本国民と日本政府が協力してアジア女性基金を設立し、韓国を含むアジア各国などの元慰安婦の方々に対し、医療・福祉支援事業及び「償い金」の支給を行うとともに、歴代総理大臣からの「おわびの手紙」を届けるなど、最大限の努力をしてきた。

さらに、日韓両国は、多大なる外交努力の末に、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した¹⁰。また、同外相会談の直後に、日韓両首脳間においても、この合意を両首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対応することを確認し、韓国政府としての確約を取り付けた。この合意については、潘基文^{パンギムン}国連事務総長（当時）を始め、米国政府を含む国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016年8月、日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し、10億円の支出を行った。この基金から、2020年12月末日までの間に、合意時点で御存命の方々47人のうち35人に対し、また、お亡くなりになっていた方々199人のうち64人の御遺族に対し、資金が支給されており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。

しかしながら、2016年12月、韓国の市民

団体により、在釜山^{プサン}日本国総領事館に面する歩道に慰安婦像¹¹が設置された。その後、2017年5月に新たに文在寅政権が発足し、外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」による検討結果を受け、2018年1月9日には、康京和^{カンギョンファ}外交部長官が、①日本に対し再協議は要求しない、②被害者の意思をしっかりと反映しなかった2015年の合意では真の問題解決としないなどとする韓国政府の立場を発表した。2018年7月、韓国女性家族部は、日本政府の拠出金10億円を「全額充当」するため予備費を編成し、「両性平等基金」に拠出すると発表した。また、2018年11月には、女性家族部は、「和解・癒やし財団」の解散を推進すると発表し、その後解散の進捗を進めている。韓国政府は、文在寅大統領を含め、「合意を破棄しない」、「日本側に再交渉を要求しない」ことを対外的に繰り返し明らかにしてきているものの、財団の解散に向けた動きは、日韓合意に照らして問題であり、日本として到底受け入れられるものではない。また、日韓合意では、国連など国際社会において、慰安婦問題について互いに非難・批判することを控えることを確認しているにもかかわらず、韓国は、近年、国連人権理事会などの場において、この問題に言及しており、日本は反論してきている。

さらに、2021年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した¹²。日本としては、国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきた。上述のとおり、慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、

¹⁰及び¹² 資料編：慰安婦問題 参考資料 参照

¹¹ 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、同判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

国と国との約束である日韓合意は、たとえ政権が代わったとしても責任を持って実施されなければならない。日韓合意の着実な実施は、日本はもとより、国際社会に対する責務でもある。日本は、上述のとおり、日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めており、国際社会が韓国側による合意の実施を注視している状況である。日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく方針に変わりはない（国際社会における慰安婦問題の取扱いについては33ページ参照）。

慰安婦問題についての我が国の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



（エ）竹島問題

日韓間には竹島の領有権をめぐる問題があるが、竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本固有の領土である。韓国は、警備隊を常駐させるなど、国際法上何ら根拠がないまま、竹島を不法占拠し続けてきている。日本は、竹島問題に関し、様々な媒体で日本の立場

を対外的に周知するとともに¹³、韓国国会議員などの竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査などについては、韓国に対し、その都度強く抗議を行ってきている¹⁴。特に2020年は竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査が行われ、これらにつき、日本政府として、日本の立場に鑑み受け入れられないとして強く抗議を行った。

竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年、1962年及び2012年に韓国政府に対し国際司法裁判所への付託などを提案してきているが、韓国政府はこの提案を全て拒否している。日本は、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に解決するため、今後も適切な外交努力を行っていく方針である。

（オ）韓国向け輸出管理運用の見直し

韓国政府は、2019年9月11日、日本が韓国への半導体材料3品目（フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素）の輸出に係る措置の運用を見直し、個別に輸出許可を求める制度としたこと¹⁵は世界貿易機関（WTO）協定に違反するとして、WTO紛争解決手続の下で二国間協議を要請した。同年11月22日、韓国政府は日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）の終了通告の効力停止を発表し、その際、二国間の輸出管理政策対話が正常に行われる間、WTO紛争解決手続を中断すると表明し、2019年12月及び2020年3月には、輸出管理政策対話が実施された。日韓の輸出管理当局間では対話と意思疎通を通じて懸案を解決することで一致していた中で、韓国政府は、6月18日、WTO紛争解決手続を再開させ、7月29日、WTO紛争解決機関において紛争処理小委員会（パネル）設置が決定された。

¹³ 2008年2月、外務省は「竹島 竹島問題を理解するための10のポイント」と題するパンフレットを作成。現在、日本語、英語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、ロシア語、中国語及びイタリア語の11言語版が外務省ホームページで閲覧可能。また、2013年10月以降、外務省ホームページにおいて、竹島に関する動画やフライヤーを公開し、現在は上記11言語での閲覧が可能になっている。加えて、竹島問題を啓発するスマートフォンアプリをダウンロード配布するといった取組を行っている。外務省ホームページ掲載箇所はこちら：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>

¹⁴ 6月及び12月、韓国軍が竹島に関する軍事訓練を実施。日本は、直ちに、竹島の領有権に関する日本の立場に照らし受け入れられず、極めて遺憾であることを韓国政府に伝え、厳重に抗議した。

¹⁵ 2019年7月1日、経済産業省は、①韓国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し（韓国を「グループA」から除外。そのための改正政令は同年8月28日施行。）及び②フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の3品目の個別輸出許可への切り替えを発表



(カ) 交流・往来

日韓間の往来者数は、2018年に初めて1,000万人を上回る約1,049万人を記録したが、2019年は、日本を訪問する韓国人数の大幅減少により、約885万人にとどまった。また、3月以降、新型コロナに係る水際対策の強化により両国間の往来者数は大幅に減少し、2020年は約92万人にとどまった。そうした中、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関し、7月22日の国家安全保障会議及び新型コロナウイルス感染症対策本部における決定などに基づき韓国との間で協議・調整を行い、10月8日から、「ビジネストラック」及び「レジデンストラック」を開始した¹⁶（2ページ 巻頭特集参照）。日韓両政府は、日韓関係が難しい状況であるからこそ、日韓間の交流が重要である点について一致している。日本では「K-POP」や韓国ドラマなどが世代を問わず幅広く受け入れられており、特に新型コロナの感染が拡大し外出自粛が求められる中、ドラマ「愛の不時着」は流行語大賞の候補にも選ばれるほどの人気を集め、第4次韓流ブームの火付け役になった。そのほか、近年では、韓国料理が広く浸透しているほか、韓国の化粧品やファッションも若い女性を中心に人気を集めている。また、日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、新型コロナの影響で観客を集めての実施ができなくなったことから、2020年は東京及びソウルのいずれにおいても初めてオンライン形式で開催された。日本政府としても、「対日理解促進交流プログラム（JENESYS2020）」の実施を通じ、青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友

好・協力関係の構築に引き続き努めており、2020年は初めてオンライン形式での交流事業を実施した。

(キ) その他の問題

日韓両国は、2016年11月、安全保障分野における日韓間の協力と連携を強化し、地域の平和と安定に寄与するため、GSOMIAを締結し、同協定は、それ以降2017年及び2018年に自動的に延長されてきた。しかし、韓国政府は、2019年8月22日、日本による輸出管理の運用見直し（42ページ（オ）参照）と関連付け、GSOMIAの終了の決定を発表し、翌23日、終了通告がなされた。その後、日韓間でのやり取りを経て、同年11月22日、韓国政府は8月23日の終了通告の効力を停止することを発表した。日本政府としては、現下の地域の安全保障環境を踏まえれば、同協定が引き続き安定的に運用されていくことが重要であるとの考えに変わりはない。

日本海は、国際的に確立した唯一の呼称であり、国連や米国を始めとする主要国政府も日本海の呼称を正式に使用している。韓国などが日本海の呼称に異議を唱え始めたのは1992年からである。また、それ以降、韓国などは国連地名専門家グループ（UNGEGN）会議¹⁷や国際水路機関（IHO）を始めとする国際機関の場などにおいても日本海の呼称に異議を唱えてきたが、この主張に根拠はなく、日本はその都度断固反論を行ってきている。¹⁸

また、盗難被害に遭い、現在も韓国にある文化財¹⁹については、早期に日本に返還されるよう、外交ルートを通じて韓国政府に対して要請

¹⁶ 各国における変異株の感染拡大を受け、水際対策強化に係る新たな措置として、2021年1月14日から運用を停止している（2021年2月末時点）。

¹⁷ 各国の地名や地理空間情報などの専門家らが、地名に関する用語の定義や地名の表記方法などについて技術的観点から議論を行う国連の会議。2017年、これまで5年ごとに開催されていた国連地名標準化会議と2年毎に開催されていた国連地名専門家グループが統合され、国連地名専門家グループ（UNGEGN）会議となった。

¹⁸ 日本海呼称問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html



¹⁹ 2012年に長崎県対馬市で盗難され韓国に搬出された後、韓国政府が回収し保管していた「観世音菩薩坐像」について、2016年4月に韓国の浮石寺が韓国政府に対し、浮石寺に返還するよう求め、大田地方裁判所に訴訟を提起していたが、2017年1月、同裁判所は原告側（浮石寺）勝訴の第一審判決を出した。これに対し、被告である韓国政府は控訴し、現在、大田高等裁判所に係属中。「観世音菩薩坐像」はいまだ韓国政府が保管しており日本に返還されていない（2021年2月時点）。

を行っており、引き続き、速やかな返還を韓国政府に求めていく。

そのほか、在サハリン「韓国人」への対応²⁰、在韓被爆者問題への対応²¹、在韓ハンセン病療養所入所者への対応²²など多岐にわたる分野で、人道的観点から、日本は可能な限りの支援、施策を進めてきている。

イ 日韓経済関係

2020年の日韓間の貿易総額は、約7兆6,000億円であり、韓国にとって日本は第3位、日本にとって韓国は第3位の貿易相手国である。なお、韓国の対日貿易赤字は、前年比6.1%増の約1兆9,300億円（財務省貿易統計）となった。また、日本からの対韓直接投資額は約7.3億米ドル（前年比49.2%減）（韓国産業通商資源部統計）で、日本は韓国への第5位（香港及びケイマン諸島を順位から除く。）の投資国である。

また、11月、日本及び韓国を含む15か国は、日韓間での初めての経済連携協定（EPA）ともなる地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名した。

WTO紛争解決手続の下では、韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置に係る案件につき、2019年9月、上級委員会が日本の主要な主張を認める報告書を公表し、2020年8月、同措置は撤廃された。また、韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置に係る案件について、パネルは11月、韓国の措置をWTO協定違反と認定し、措置の是正を勧告する報告書を公表した。さらに、韓国による自国造船業に対する支援措置に関し、2018年12月及び2020年3月、WTO紛争解決手続に基づく二国間協議を実施した。

ウ 韓国情勢

（ア）内政

文在寅政権が2020年5月に発足4年目を迎えるに先立ち、4月15日、韓国国会議員総選挙が行われた。同選挙では、韓国国内における2020年初頭の新型コロナの感染拡大を迅速に沈静化させたことにより与党に対する支持が集まり、与党「共に民主党」系の議員が全300議席中180議席を獲得し圧勝した。しかしながら、その後、不祥事を理由に、4月下旬には呉巨敦釜山広域市長が辞任、7月には朴元淳ソウル特別市長が自殺し、韓国の二大都市において与党所属の首長が失職することとなった。

7月、12月及び2021年1月には文政権において内閣改造が行われた。7月の内閣改造において、文在寅大統領は、国家情報院長として南北関係への対応に取り組んできた徐薫氏の大統領府国家安保室長への任命を始め、南北関係に重点をおいた閣僚人事を行った。また、12月には、一部閣僚人事のほかに、盧英敏大統領秘書室長及び金尚祖政策室長が辞意を表明した。2021年1月には、康京和外交部長官の後任として、鄭義溶前大統領府国家安保室長が指名され、鄭氏は同年2月に外交部長官に就任した。

文大統領は検察改革を推し進めようと、1月、秋美愛元「共に民主党」代表を法務部長官に任命したが、その後、秋長官と尹錫悦検察総長との対立が起きた。11月24日、秋長官が尹総長を職務停止にするとともに、懲戒手続を進めると表明したことを受け、12月15日の懲戒委員会において尹総長に対する停職2か月が議決された。翌16日、文大統領は同議決を裁可し、秋長官は辞意を表明したが、12月24日、ソウル行政裁判所は、尹総長の訴えを認め、職務停止決定の効力を停止させた。2021年1月、高

²⁰ 第二次世界大戦終戦前、様々な経緯で南樺太に渡り、終戦後、ソ連による事実上の支配の下、韓国への引揚げの機会が与えられないまま、長期間にわたり、サハリンに残留することを余儀なくされた朝鮮半島出身者に対し、日本政府は、一時帰国支援、サハリン再訪問支援などを行ってきた。

²¹ 第二次世界大戦時に広島又は長崎に在住して原爆に被爆した後、日本国外に居住している方々に対する支援の問題。これまで日本は、被爆者援護法に基づく手当や被爆者健康手帳などに関連する支援を行ってきた。

²² 2006年2月、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が改正され、第二次世界大戦終戦前に日本が設置した日本国外のハンセン病療養所の元入所者も国内療養所の元入所者と同様に補償金の支給対象となった。また、2019年11月、「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、元入所者の家族も補償対象となった。

位公職者の不正事件を捜査する機関である高位公職者犯罪捜査処（公捜処）が発足し、韓国では、高位公職者の不正事件の捜査は、検察に代わり、公捜処が担うことになった。

（イ）外交

2020年初頭の新型コロナの感染拡大を受け、韓国政府は、積極的なPCR検査、接触者の追跡、濃厚接触者及び感染者に対する徹底した隔離措置などによって、新型コロナの感染拡大を他国に先んじて抑え、そのノウハウを「K防疫」と称し国内外にアピールし、各国政府とも共有しようと努めた。韓国と各国との間の要人往来は、新型コロナの感染拡大によって減少したが、韓国政府は、電話やテレビ会議を通じた首脳間、外相間の外交などを積極的に展開するとともに、日本、中国、アラブ首長国連邦、インドネシア、シンガポール及びベトナムとビジネス関係者などを対象とする人的往来再開のための枠組みを作った。なお、2020年、文在寅大統領の外国訪問は行われなかった。

新型コロナの感染拡大を受けたこのような外交的取組を行う一方、北朝鮮への対応は引き続き文在寅政権にとっての最優先課題であったが、6月には開城の南北共同連絡事務所が北朝鮮側によって爆破されるなど、南北関係に前向きな動きはみられなかった（南北関係については37ページ（1）ウ（イ）参照）。

対米関係については、新型コロナの影響により規模が縮小される形で8月に米韓連合指揮所訓練を実施した。また、2019年及び2020年、米韓間では2020年以降の米軍駐留経費に関する第11次防衛費分担特別協定（SMA）についての協議が計7回行われたが、米国側による韓国側に対する負担増の要求もあり、2020年中に交渉は妥結しなかった。そのほか、米国大統領選挙におけるバイデン前副大統領の勝利を受け、11月12日には、文大統領とバイデン次期米国大統領との電話会談が行われた。また、バイデン大統領の就任後、2021年2月4日に米韓首脳電話会談が行われた。

対中関係については、中韓両国政府が調整し

ている習近平国家主席の訪韓は、新型コロナの感染拡大のために2020年中には実現しなかったが、8月には楊潔篪^{ようけつち}共産党中央政治局委員、11月には王毅^{おうぎ}国務委員兼外交部長が訪韓した。2021年1月26日に中韓首脳電話会談が行われ、中韓両首脳は、2021年及び中韓国交正常化30周年となる2022年の2年間を「中韓文化交流の年」とすることを宣言した。

（ウ）経済

2020年、韓国のGDP成長率は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、マイナス1.0%と前年の2.0%よりも低下した。総輸出額は、前年比5.4%減の約5,129億米ドルであり、総輸入額は、前年比7.2%減の約4,672億米ドルとなったため、貿易黒字は約456億米ドル（韓国産業通商資源部統計）となった。

2017年5月に発足した文在寅政権は、国内的な経済政策として、「人中心経済」を掲げ、「所得主導成長」及び「雇用中心経済」を強調し、最低賃金を2018年から2年連続で引き上げたが、急激な引上げが雇用減を招いているとの批判が高まり、2020年8月には2021年の最低賃金を8,720ウォン（前年比1.5%増）とすると発表した。

なお、韓国では近年急速に少子高齢化が進んでおり、2020年の合計特殊出生率は過去最低の0.84人を記録し、少子化問題が深刻化している。

また、文在寅政権はこれまで不動産投資を抑制する政策を実施してきたが、多住宅所有者の投機目的の住宅購入に伴う需要過剰により、政権発足以降の3年間でソウルのマンション価格が約5割上昇し、不動産価格の高騰が続いており、この問題への対応が政権の重要課題の一つとなっている。

7月、韓国政府は、新型コロナの感染拡大以降の世界の変化を主導するため、国家発展戦略として、デジタルニューディール、グリーンニューディール及び雇用セーフティネットの強化を軸とする韓国版ニューディールの総合計画を発表した。

3 中国・モンゴルなど

(1) 中国

ア 中国情勢

(ア) 内政

当初、3月に予定されていた第13期全国人民代表大会（「全人代」）第3回会議は、新型コロナウイルスの影響を受けて延期となり、5月に開催された。新型コロナウイルスの影響が注目される中、李克強^{リキョウ} 國務院総理は同会議での政府活動報告で、「武漢と湖北を守る戦いに断固として勝利し、決定的な成果をあげた」と述べた。10月26日から29日には、中国共産党第19期中央委員会第五回全体会議（「五中全会」）が開催され、「第14次5カ年計画（2021～2025年）と2035年までの長期目標に関する提案」が審議・採択された。また、習近平^{しゅうきんぺい} 国家主席を「党中央の核心」「全党の核心」と記述した上で、共産党指導と社会主義制度の優位性を改めて強調したほか、2020年を目標年とする「小康社会」（ややゆとりのある社会）の実現については「勝利は目前」と言及し、貧困脱却についても予定どおり年内に達成する自信を示した。12月には、習近平国家主席が「1億人近い貧困脱却を実現し、全世界が注目する重大な勝利を得た」と強調し、2020年を期限とする「貧困ゼロ」目標の達成を宣言した。

香港については、2019年以来続いていた大規模な抗議活動は、新型コロナウイルスの流行拡大に伴い減少した。一方、5月に全人代常務委員会が香港「国家安全維持法」を制定し、香港で適用するとの方針が議決された。これに対して、6月、日本も参加したG7外相声明においては、中国による決定は、香港基本法、及び、法的拘束力を有して国連に登録されている英中共同声明の諸原則の下での中国の国際的コミットメントと合致しないものであり、同法が香港における「一国二制度」の原則を損なうおそれがあるとして重大な懸念を表明した。しかし、国際社会及び香港市民の懸念にもかかわらず、同月30日、全人代常務委員会において、国家分裂罪、国家政權転覆罪、テロ活動罪、外国あるい

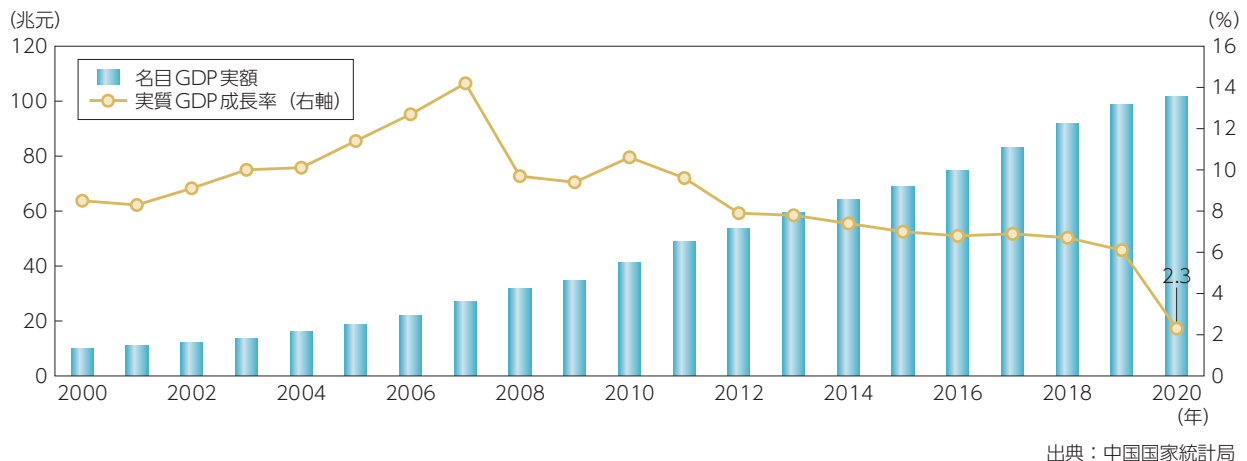
は海外勢力と結託し国家安全に危害を加える罪の4種類の犯罪行為などについて定めた香港「国家安全維持法」が制定され、同日発効した。その後、同法に基づく香港の民主活動家やメディア関係者の逮捕が続いているほか、9月に予定されていた香港立法会選挙の延期、全人代常務委員会の決定に基づく香港立法会議員の資格喪失、これに抗議した民主派議員全員の辞職などがあり、香港情勢については日本を含め、国際社会から度々重大な懸念が示された。なお、在香港日本国総領事館、日本貿易振興機構（ジェトロ）香港事務所及び香港日本人商工会議所が、香港日本人商工会議正会員、香港日本料理店協会会員及び香港和僑会会員を対象に行ったアンケート調査「第5回香港を取り巻くビジネス環境にかかるアンケート調査」（10月19日）によると、全体の66.8%の企業が、香港「国家安全維持法」について「大いに懸念している」又は「懸念している」と回答した。

新疆ウイグル自治区における人権状況についても国際社会の関心は引き続き高く、6月及び10月には、国連人権理事会及び国連総会第3委員会において、新疆ウイグル自治区及び香港の人権状況に深刻な懸念を表明し、同自治区については、国連人権高等弁務官による意味のあるアクセスの確保を要求する共同ステートメントが読み上げられ、日本はいずれのステートメントにもアジアから唯一の参加国として参加した。日本としては、新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻に懸念しており、国際社会における普遍的価値である自由、基本的人権の尊重、法の支配が中国においても保障されることが重要と考えている。こうした立場を含め国際社会からの関心、懸念が高まっている新疆ウイグル自治区の人権状況について、2020年11月に王毅^{しんきょう} 國務委員兼外交部長が来日した際も含め、中国政府が透明性のある説明をするようあらゆるレベルで働きかけている。

(イ) 経済

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年第1四半期の実質GDP成長率は前年同期比6.8%

中国のGDPの推移



減と四半期統計が遡れる1992年以来で初のマイナス成長となった。また、1月から3月までの生産、投資、消費はいずれも四半期では初のマイナス成長となり、さらに国外の需要減により輸出が大幅減となるなど、新型コロナは中国经济に深刻な影響を与えた。その後、中国政府は、アプリなどを通じた行動履歴の把握などを通じて、新型コロナの感染を抑制するとともに早期の経済再開を呼びかけ、生産や投資、輸出が牽引する形で、経済の回復が進み、2020年の実質GDP成長率は、2.3%増とプラス成長となった。

5月に開催された第13期全人代では、李克強国务院総理は2020年の発展主要目標に、雇用の安定や貧困脱却、産業の高度化、内需拡大などを掲げた。一方で、新型コロナ及び経済・貿易の不確実性があり、中国の発展が予測困難な影響に直面しているとして、経済成長率目標は提示しなかった。

10月に開催された中国共産党第19期五中全会では、2021年から2025年までの第14次5カ年計画及び2035年までの長期目標に対する提案を発表したほか、内需主導の経済構造への転換を含め、経済の自己完結性を高めていく必要性や、外国の圧力に影響されないサプライチェーンの構築、科学技術などでの「自立」、「自強」、「国家経済の安全の確保」の強化などを強調した。同提案は、2021年3月に開催される全人代第4回会議において、第14次五カ

年計画及び2035年までの長期目標としてより具体的に制定された。

なお、この提案の起草過程において、習近平総書記は4月に内部会議で「国家中長期経済発展戦略の若干の重大な問題」と題する講話を行い、4億人の中所得者層を更に拡大しながら自律的な国内循環を確立し、全世界の資源を引き付け、国際的な産業チェーンを中国との依存関係に引き付けていくこと、製造業などの実体経済においては自国第一主義を維持することなどを新たな発展戦略として表明した（この講話は10月、党機関誌「求是」に掲載された。）。

対外経済政策については、引き続き対外開放を継続していく方針を示した。11月には、第3回中国国際輸入博覧会を開催したほか、経済連携においては東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定に署名するとともに、12月末には中国・EU投資協定の大筋合意に至った。また環太平洋パートナーシップ協定（TPP11協定）についても、11月のAPEC首脳会議において習近平国家主席が参加を「積極的に検討する」と表明した。

12月に開催された中央経済工作会议では、2020年は新中国の歴史上極めて特殊な1年だったが、中国は経済のプラス成長を実現した世界で唯一の国であるとし、第13次五カ年計画の主要目標任務はまもなく完成され、小康社会の全面的完成の達成は目前にあるとした。また、2021年の経済政策の重点任务として、①

戦略的な科学技術力の強化、②産業政策（産業チェーン、サプライチェーンのコントロール強化など）、③内需拡大、④改革開放（TPP11協定への加入の積極的な検討など）、⑤農業・食糧政策、⑥競争政策（独占禁止強化と資本の無秩序な拡大防止など）、⑦住宅政策、⑧環境政策（二酸化炭素（CO₂）排出のピークアウト・炭素中立達成の具体策など）を掲げた。

安定的に党・政権を運営するためには、一定の経済成長を確保しつつ国内外の各種課題に対応する必要がある、今後の経済財政政策の動向が注目される。

（ウ）新型コロナへの対応

2019年末以降、中国から世界に拡大した新型コロナについては、中国は2019年12月31日にWHO北京事務所に原因不明の肺炎について報告し、2020年1月3日に44人が原因不明の肺炎になっていることを追加報告した。1月16日には累計感染者数は41人と発表している。なお、1月3日には原因不明の肺炎が流行していることをSNS上で発信した武漢の医師が武漢市警察当局により処分された。

習近平国家主席は、1月20日に新型コロナの蔓延状況を断固として食い止めることを指示した。また同日、鍾南山医療予防専門家チーム長はテレビ取材において「人から人への感染の現象が生じていると言える」と発言した。その後、中国政府が発表する累計感染者数は、1月20日に291人、同月31日には11,791人となった。

中国政府は1月23日に武漢市を都市封鎖する措置をとった。一方、武漢市の市長は同月26日、既に500万人以上が武漢を離れたとも発言している（武漢市の人口は約1,100万人）。

習近平国家主席は1月25日に「感染症工作指導グループ」を設置し、翌26日に初めての会議が開催され、感染対策を本格化した。27日には全ての海外団体旅行を中止する指示を発出した。28日にテドロスWHO事務局長が訪中し、習近平国家主席と会見、30日にWHOは「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」（PHEIC）を発出した。中国国内の感染は3

月には8万人を超えたが、3月中旬頃から感染拡大が落ち着き始めた。3月10日に習近平国家主席が武漢市を訪問し、同月12日に中国衛生当局が中国での感染ピークは既に過ぎたと発表、18日には国内での新規感染例が初めてゼロとなった。

（エ）外交

2020年、新型コロナが中国から世界に広がる中、中国は3月以降対外支援を積極的に展開している。6月、中国国務院新聞弁公室は、初めての新型コロナに関する白書「新型コロナウイルスと闘う中国の行動」を発表した。5月31日までに27か国に医療専門家チームを派遣し、150か国及び四つの国際機関にマスクや防護服、呼吸器など医療物資を提供したと言及した。また国内のワクチン開発を積極的に推進し、ワクチン生産体制の整備も着々と進めた。5月のWHO年次総会において、習近平国家主席はワクチンの実用化後、ワクチンを「世界の公共財」とすると表明した。また、中国は東南アジアやアフリカなどに対して中国製ワクチンの提供を約束するなど、積極的に外交に活用している。

米中間では、2019年に続き、通商問題や先端技術をめぐる競争、3月以降には新型コロナ対応など様々な分野で厳しく対峙し、それは政治、外交、軍事・安全保障、メディア、教育など多方面にも及び、相手国への非難や制裁が頻発した。米国連邦議会では、6月に「ウイグル人権政策法」、7月に「香港自治法」が成立するなど中国に対する厳しい制裁を含む対応を求める声が高まったほか、安全保障上の懸念などを理由に、多くの中国企業に対して規制が強化された。また、米国が7月末にスパイ活動と知財窃取の拠点であるとして、ヒューストンにある中国総領事館を閉鎖させると、これに対抗して中国も成都にある米国総領事館を閉鎖させた。さらに、2021年1月には、米国は、新疆ウイグル自治区における人権状況を「ジェノサイド（集団殺害）」と判断した。また、2021年3月、米国、EU、英国、カナダは新疆ウイグル自治区の人権侵害を理由に制裁措置を発表

した。これに対し、中国は米国、EU、英国、カナダに対し、対抗措置を発表した。世界第1位、第2位の経済大国である米中両国間で安定的な関係が構築されることは、日本のみならず、国際社会全体に関わる問題であることから、引き続き今後の動向が注目される。

(オ) 軍事・安保

中国の国防費は過去30年間で約44倍に増加しているが、予算の内訳、増額の意図については十分明らかにされていない。こうした中、核・ミサイル戦力や海・空軍戦力を中心として、軍事力は広範かつ急速に強化・近代化されており、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における優勢の確保も重視している。中国による透明性を欠いた軍事力の拡大や、東シナ海・南シナ海における一方的な現状変更の試み及び軍事活動の拡大・活発化は、日本を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となっている。中国は、国連平和維持活動（PKO）のほか、各種人道支援、災害救援活動などにおいては、継続的に積極的な姿勢をとっている。

習近平国家主席は、第19回党大会（2017年）で、今世紀半ばまでに中国軍を世界一流の軍隊にすると述べた。また、2020年10月に発表された第19期党中央委員会五中全会コミュニケでは、「2027年の建軍100周年の奮闘目標の実現を確保する」との新たな目標が示された。近年、中国は、政治面、経済面に加え、軍事面でも国際社会で大きな影響力を有するに至っている。中国に対する疑念を払拭するためにも、具体的かつ正確な情報開示などを通じて、中国が国防政策や軍事力の透明性を高めていくことが強く望まれる。日本としては、日中安保対話などの対話や交流の枠組みを通じて、日中間の相互信頼関係を増進させながら、関係国と連携しつつ、透明性の向上について働きかけるとともに、法の支配に基づく国際秩序に中国が積極的に関与していくよう促していく考えである。

1 日中関係

(ア) 二国間関係一般

東シナ海を隔てた隣国である中国との関係は、日本にとって最も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有している。安定した日中関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために重要である。同時に、中国との間には、様々な懸案が存在しているが、引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用して、主張すべきはしっかりと主張し、中国側の具体的な行動を強く求めていくことが重要である。なお、2019年6月の日中首脳会談で安倍総理大臣から招請した習近平国家主席の国賓訪日については、日中両政府はまずは新型コロナの収束に専念すべきであり、今は具体的な日程調整をする段階にはない。

2020年は、新型コロナの感染拡大の影響により、要人往来が大きく減少したものの、そのような中でも、電話会談などを通じて首脳間を含むハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、新型コロナ対応について連携を強化するとともに、二国間関係から地域・国際情勢に至る幅広い議題について、意見交換を積み重ねた。

新型コロナについては、1月26日に日中外相電話会談、2月15日のミュンヘン安全保障会議の際に日中外相会談、2月26日に日中外相電話会談を実施したほか、同月28日に楊潔篪（ようけつち）^{ようけつち}中国共産党中央政治局委員が訪日した際にも、新型コロナの感染拡大の防止に向けた協力



王毅國務委員兼外交部長との日中外相会談
(2月15日、ドイツ・ミュンヘン)

を確認するなど、中国国内における感染拡大の防止や邦人保護の観点から緊密に連携した。また、1月26日の日中外相電話会談などを踏まえ、湖北省に在留し、帰国を希望していた邦人の帰国のために武漢空港に派遣した計5便のチャーター機を利用して、日本から届けていた手袋約9万双、ゴーグル約4万1,000個、防護服約4万着、除菌関連グッズ約2,000個などの支援物資について、中国側から謝意の表明があった。4月21日及び7月29日にも、茂木外務大臣は、王毅^{おうぎ}國務委員兼外交部長との間で、新型コロナへの対応などについて電話会談を行った。会談では新型コロナに関して、引き続き、自由・透明・迅速な形での情報・教訓・知見の共有、国際的な公衆衛生対策への協力などを含め、両国が外交当局間を含む様々なルートで引き続き連携していくことを確認した。加えて、7月の電話会談において、両外相は、往来の再開に向けた調整をできるだけ早期に行っていくことを確認した。

9月25日、菅総理大臣と習近平国家主席との間で、初めての日中首脳電話会談が実現した。菅総理大臣から、日中の安定した関係は、両国のみならず地域及び国際社会のために極めて重要であり、共に責任を果たしていきたいと述べた。両首脳は、新型コロナに関して、引き続き、両国が様々なルートで連携していくこと、及び、ビジネス関係者の往来再開の早期実現に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。また、二国間の懸案事項に加え地域・国際社会の課題についても議論が及び、この中で、菅総理大臣から、尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海情勢について改めて提起し、地域・国際社会の関心が高い課題についても、今後、しっかり議論していきたいと伝えた。

新型コロナの感染拡大により日中の要人往来は中断していたが、11月24日に王毅國務委員兼外交部長が訪日し、菅政権発足後初のハイレベルでの対面での会談を行った。茂木外務大臣は王毅國務委員兼外交部長との間で一対一での会談を含め合計3時間以上にわたって日中外相会談を行い、日中関係の方向性、二国間関係に



王毅國務委員兼外交部長との日中外相会談（11月24日、東京）

における互いの関心事項、北朝鮮を含む地域情勢、気候変動や貿易・投資などの国際社会が直面する課題について率直な意見交換を行った。その中で茂木外務大臣からは、尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海情勢、日本産食品の輸入規制や邦人拘束などの二国間の問題に加えて、南シナ海、香港情勢、新疆ウイグル問題などについても、日本の立場を明確に伝え、中国側の具体的な行動を強く求めるとともに、中国が地域・国際社会の諸課題に責任を果たしていくべきであるとの日本の立場・考え方をしっかり伝えた。特に尖閣諸島については、中国による過去最長となる領海侵入や接続水域内の航行、日本漁船への接近などの個別の事案も取り上げながら、日本の強い懸念を伝え、中国側がこうした行動をとらないよう強く申し入れた。

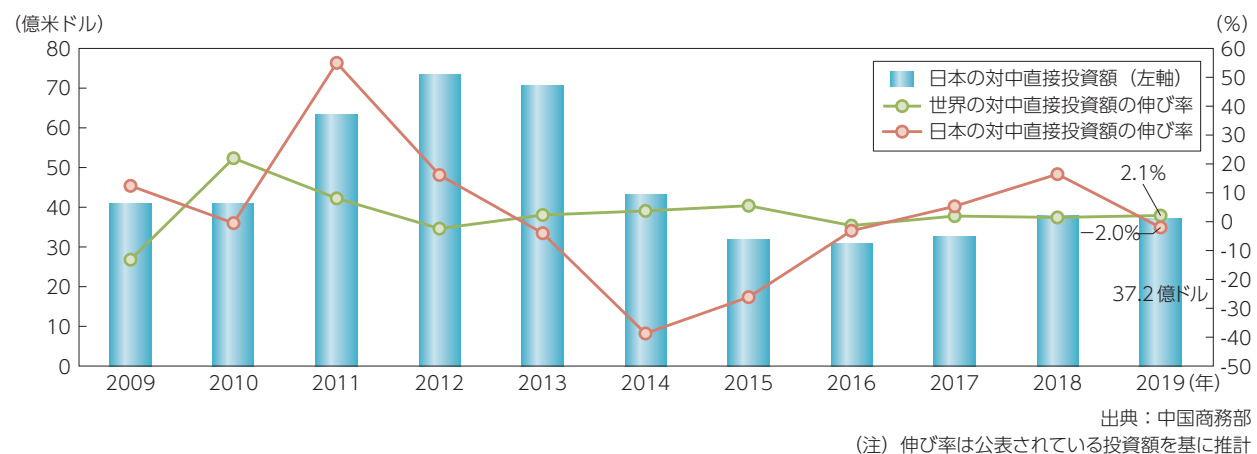
11月25日には、菅総理大臣が王毅國務委員兼外交部長による表敬を受けた。菅総理大臣からは、尖閣諸島周辺海域などの東シナ海を始めとする海洋・安全保障問題や日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃、さらに日本産牛肉の輸出再開や精米の輸出拡大の実現について、中国側の前向きな対応を改めて強く求めた。また、香港情勢に関して菅総理大臣から日本側の懸念を伝達したほか、拉致問題を含む北朝鮮への対応についても協力を求めた。

このほか、外交当局間では、2020年の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書に基づき、日中戦略対話（1月）、日中政策企画協議（9月、オンライン形式）など、日中間の実務的な対話が進められた。また、12月14日に岸

日中貿易額の推移



日本の対中直接投資



防衛大臣と魏鳳和^{ぎほうわ}中国国務委員兼国防部長とのテレビ会談、同月15日には大島理森^{ただもり}衆議院議長と栗戰書^{りつせんしょ}全国人民代表大会常務委員会委員長との間でテレビ会談が行われた。

安定した日中関係は地域及び国際社会の平和、安定、繁栄にとって重要であり、日中両国が共に責任ある大国として、地域・国際社会の諸課題に取り組み、貢献していくことが日中関係の更なる強化につながる。今後も首脳間を含むハイレベルで緊密に連携を行い、中国との安定的な関係を構築していく。

(イ) 日中経済関係

日中間の貿易・投資などの経済関係は、非常に緊密である。それゆえに、中国における新型コロナウイルスの拡大、武漢の2か月半に及ぶ都市封鎖は日中経済に大きな影響を与えた。特に、医療物資、自動車部品などは中国を製造拠点として

いるものも多く、日本国内でのマスクなどの医療物資の不足や自動車の減産などにもつながった。また、新型コロナの世界的な拡大により、日中間のビジネス関係者の往来も大きく制約されることとなった。

こうした中でも、日中間の経済活動は持続し、2020年の貿易総額（香港を除く。）は、約3,048億米ドルであり（前年比0.3%増）、中国は、日本にとって14年連続で最大の貿易相手国となった。また、日本の対中直接投資は、中国側統計によると、2019年は約37億2,000万米ドル（前年比2.0%減（投資額公表値を基に推計）、2020年の数値は未公表（2021年3月現在））と、中国にとって国として第3位（第1位はシンガポール、第2位は韓国、第4位は米国）の規模となっている。

日中間の経済対話については、11月に日中経済パートナーシップ協議がオンライン形式で

開催され、両国経済の現状、人的往来・観光、医療・ヘルスケア、環境・省エネ、農産品貿易などを含む日中間の今後の課題・協力や、開発・資金協力や債務問題、WTOやRCEPなどの貿易・投資分野を含む多国間の課題・協力について幅広く意見交換を行った。日本側からは、特に知的財産の保護、産業補助金や強制技術移転、サイバー・データ関連規定、輸出管理法を含め、日本企業の正当なビジネス活動や公平な競争条件の確保につき中国側に提起したほか、日本産食品に対する輸入規制措置の撤廃を改めて強く求めた。

同月に東京で行われた日中外相会談では、経済分野に関し、農産品貿易、人的往来・観光、環境・省エネなど、双方の関心や方向性が一致している分野において協力を共に進めていくことで一致した。また、茂木外務大臣からは、日本企業のビジネス活動を守り、公平な競争条件を確保することを改めて要請した。そのほか、民間レベルの経済交流としては、12月に日中企業家及び元政府高官対話（日中CEO等サミット）がオンライン形式で開催された。

（ウ）両国民間の相互理解の増進

〈日中間の人的交流の現状〉

新型コロナに関する水際対策として、日本政府は2月から、湖北省、浙江省及び中国全土を順次上陸拒否対象に指定した。中国も3月から日本に対する査証免除措置を停止した。この結果、日中間の人的往来は大幅に落ち込み、中国からの訪日者数は過去最高を記録した2019年の約959万人から、2020年は約107万人（日本政府観光局（JNTO）暫定値）となった。日本政府は、11月1日から中国に対する上陸拒否対象の指定を解除し、また同月30日からビズネストラックとレジデンストラックの運用が開始された（2ページ 巻頭特集参照）。人的往来の再開は、日中経済の再活性化に資するとともに、相互理解の促進にもつながることが期待される。

〈日中青少年などの交流〉

2020年は、「日中文化・スポーツ交流推進



在重慶日本国総領事館主催オンライン日本語クイズ大会の様子
四川省8大学の日本語学科1年生が参加（6月14日）

年」であり、その趣旨にふさわしい行事の募集・認定を行い、交流の強化を後押しした。新型コロナの影響を受けて日中双方で関連行事の延期や中止が相次ぐも、オンラインなどの形式を含め、感染防止対策をしっかりと講じた上で、計51件の行事が実施された。また、青少年招へい事業である「JENESYS2019」に参加した日中の青少年達がオンライン形式で交流し、思い出話に花を咲かせつつ、様々なテーマについて意見交換を活発に行うなど、新型コロナ流行下においても新たな交流の在り方を模索しつつ、日中の青少年交流を継続した。

11月に行われた日中外相会談では、双方は、2021年夏の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2022年冬の北京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のために協力していくことを確認し、また、2022年に日中国交正常化50周年を迎えることも念頭に、両国の交流促進についても議論し、中長期的な両国関係の発展のため、青少年交流を後押ししていくことを確認した。

（エ）個別の懸案事項

〈東シナ海情勢〉

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、現に日本はこれを有効に支配し

ている。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。日本が1895年に国際法上正当な手段で尖閣諸島を日本の領土に編入してから、東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘され、尖閣諸島に対する注目が集まった1970年代に至るまで、中国は、日本による尖閣諸島の領有に対し、何ら異議を唱えてこなかった。中国側は、それまで異議を唱えてこなかったことについて、何ら説明を行っていない²³。

尖閣諸島周辺海域における中国海警船舶による領海侵入が依然として継続しており、その回数は2020年の1年間で24回に上った（2019年の領海侵入回数は32回、2018年は19回）。5月、7月、8月、10月、11月及び12月には、中国海警船舶が尖閣諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において航行中の日本漁船に接近しようとする動きを見せる事案が発生した。10月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる57時間以上となった。また、4月から8月にかけて、接続水域内での連続航行日数は過去最高の111日を記録し、2020年の接続水域内での航行日数も過去最多となる333日となるなど情勢は厳しさを増している。尖閣諸島周辺の我が国領海で独自の主張をする中国海警船舶の活動は、そもそも国際法違反であり、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去要求を繰

り返し実施してきている。引き続き、日本の領土・領海・領空^{きぜん}を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

6月、人民武装警察の権限や任務を規定する「中国人民武装警察法」が改正され、同法において、「海上権益擁護法執行」が武装警察の任務として明記された。また、11月には中国海警局の海上権益擁護法執行の任務などを規定する「中国海警法」の草案が公表され、2021年1月に同法が全人代常務委員会において可決、翌2月に施行されるなど、中国の海上権益擁護のための法整備が進んでいる。中国海警法については、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含んでおり、そうした中で、中国海警法により日本を含む関係国の正当な権益を損なうことがあってはならないと考えており、こうした日本の深刻な懸念を、中国側に対し、引き続きしっかり伝えていく。

加えて、中国軍の艦艇・航空機による日本周辺海空域での活動も活発化している。2018年1月には、尖閣諸島周辺の日本の接続水域を潜没潜水艦及び水上艦艇が航行した。これに対し外交ルートを通じ、重大な懸念を表明して厳重に抗議し、再発防止を強く求めた。また、航空機の活動についても引き続き活発であり、2012年秋以降、航空自衛隊による中国軍機に



日中中間線付近において設置が確認された中国の海洋構造物（写真提供：防衛省）
詳細は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html参照



23 尖閣諸島に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>



対する緊急発進の回数は高い水準で推移している。このような最近の中国軍の活動全般に対して、日本としては外交ルートを通じ提起してきている。

また、東シナ海における日中間の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発は続いている。政府は、日中の地理的中間線の中国側で、2013年6月から2016年5月にかけて新たに12基、それ以前から確認してきたものを含めると合計16基の構造物を確認している。このような一方的な開発行為は極めて遺憾であり、日本としては、中国側による関連の動向を把握するたびに、中国側に対して、一方的な開発行為を中止するとともに、東シナ海資源開発に関する日中間の協力についての「2008年合意」の実施に関する交渉再開に早期に応じるよう強く求めてきている。なお、2019年6月に行われた安倍総理大臣と習近平国家主席との首脳会談においては、両首脳は資源開発に関する「2008年合意」を推進・実施し、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするとの目標を実現することで一致している。

さらに近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において、中国による日本の同意を得ない調査活動も見られ、日中両国は、これらの懸案を適切に処理すべく、関係部局間の対話・交流の取組を進めている。2018年5月の李克強國務院総理訪日時に妥結し、同年6月に運用開始した日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」は、両国の相互理解の増進及び不測の衝突を回避・防止する上で大きな意義を有するものであり、「日中防衛当局間のホットライン」の早期開設に向けて調整を加速していく考えである。また、2018年10月の安倍総理大臣訪中時に署名された日中海上搜索・救助（SAR）協定により海上搜索救助分野における日中協力に関する法的枠組みが構築され、これまで以上に円滑かつ効率的な搜索救助活動が可能となることが期待される。

日中首脳会談を含む累次の機会に日本側から述べているように、東シナ海の安定なくして日

中関係の真の改善はない。2021年2月に開催した第12回日中高級事務レベル海洋協議を始めとする関係部局間の協議を通じ、両国の関係者が直接顔を合わせ、率直に意見交換を行うことは、信頼醸成及び協力強化の観点から極めて有意義である。日本政府としては、中国との間で関係改善を進めつつ、個別の懸案に係る日本の立場をしっかりと主張すると同時に、一つひとつ対話を積み重ね、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とすべく、引き続き意思疎通を強化していく。

〈遺棄化学兵器問題〉

日本政府は、化学兵器禁止条約に基づき、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理事業に着実に取り組んできている。2020年は、新型コロナの影響下においても、中国各地における遺棄化学兵器の現地調査、発掘・回収並びに吉林省敦化市ハルバ嶺地区及び黒竜江省ハルビンでの廃棄処理を進め、また、砲弾輸送などの事業を実施した（12月現在の遺棄化学兵器廃棄数は累計約5万8,000発）。

〈邦人拘束事案〉

邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳会談など、日中間の様々な機会に早期解放に向けて働きかけを行ってきている。2019年9月に拘束された邦人1名は同年11月に解放された。その後も、あらゆるレベル・機会を通じて、法施行及び司法プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的取扱いを、引き続き中国政府に対して強く求めてきており、2020年11月の茂木外務大臣と王毅國務委員兼外交部長との日中外相会談においても茂木外務大臣から、中国側に前向きな対応を改めて強く要請した。

〈日本産食品輸入規制問題〉

中国政府による日本産食品・農産物に対する輸入規制については、2月の日中外相会談を始め、7月の日中外相における電話会談、11月の日中外相会談や王毅國務委員兼外交部長によ

菅総理大臣表敬など、あらゆる機会を通じて、中国側に対して日本産食品輸入規制の早期撤廃を働きかけてきた。特に11月の日中外相会談では、2021年3月に東日本大震災から10年目の節目を迎えることも踏まえ、輸入規制の早期撤廃を改めて強く求めた。これらの働きかけの結果、同会談では、王毅国務委員兼外交部長との間で、この問題の解決に向けた協議を加速することで合意し、「日中農水産物貿易協力メカニズム」を立ち上げることで一致した。

やまとたい 〈大和堆〉

日本海大和堆周辺水域において、中国漁船による違法操業が数多く確認されたことから、中国に対して、日本側の懸念や漁業者への指導などの対策強化を含む実効的措置をとるよう繰り返し強く申し入れを行ってきた。また、11月の日中外相会談の場でも、茂木外務大臣から王毅国務委員兼外交部長に強く要請した。

(2) 台湾

ア 内政

2020年1月の総統選挙において歴代最多得票で再選した蔡英文総統が5月20日に再任した（副総統は賴清徳前行政院長）。総統就任式において蔡英文総統は、新型コロナ対策に対する市民の協力に感謝しつつ、2020年1月以降台湾は（1）民主選挙及び（2）新型コロナ対策の成果で国際社会を驚かせたことを強調した。実際、新型コロナ対策として、感染地域からの入域制限の迅速な実施や最新の情報処理、IT技術も駆使したマスクの安定供給などを実施しており、国際的に見ても感染が相当抑制されている。また、今後4年の方向性として、（1）産業発展、（2）社会の安定、（3）安全保障、（4）民主の深化を提示した。

最大野党の国民党は、3月、総統選挙敗北で引責辞任した呉敦義前主席の後任を選ぶ補欠選挙で江啓臣氏を国民党主席に選出した。

台湾経済は、5G通信設備などの輸出好調を受け、新型コロナの影響から立ち直りを見せており、2020年における実質GDP成長率は、

前年比2.98%（速報値）増となった。

イ 两岸関係・外交

2016年の蔡英文政権発足以降、中台間の公式ルート（中国側：国務院台湾事務弁公室・海峡兩岸関係協会、台湾側：行政院大陸委員会・海峡交流基金会）による直接のやり取りは中断していると見られる。このような中、2019年1月、習近平国家主席は重要講話を発表し、「一国二制度」による兩岸統一を呼びかけた一方、蔡英文総統は、絶対的多数の台湾住民は「一国二制度」を受け入れられないなどと表明した。

台湾は、2009年から2016年には世界保健機関（WHO）総会にオブザーバー参加していたが、2017年以降は参加できていないほか、国際民間航空機関（ICAO）を始め他の国際機関の総会などにも参加できていない。なお、技術・専門家会合についても一部を除き参加できていない（WHOにおける2020年新型コロナに関する専門家会合には台湾も参加）。

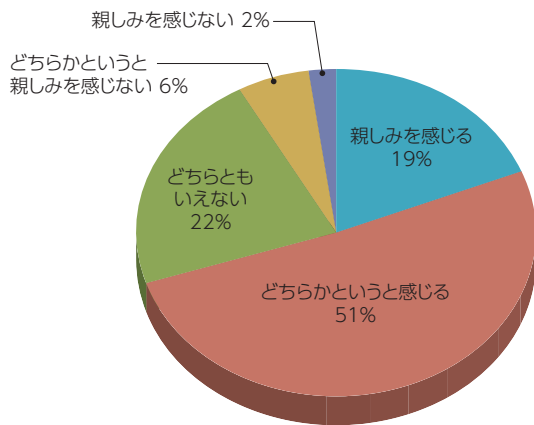
日本は、従来、国際保健課題への対応に当たっては、地理的空白を生じさせるべきではないと考え、特に、今回のような全世界に甚大な影響を与える感染症に対しては、自由・透明・迅速な形で各国及び地域の情報や知見が広く共有されることが重要であると認識しており、これらの観点から台湾のWHO総会へのオブザーバー参加をこれまで一貫して支持してきている。

2016年のサントメ・プリンシペ、2017年のパナマ、2018年のドミニカ共和国、ブルキナファソ及びエルサルバドルに続き、2019年9月にはソロモン諸島及びキリバスが、台湾と断交するとともに中国との外交関係を開設・回復した結果、台湾と外交関係を有する国は15か国となっている（蔡政権発足後、7か国が台湾と断交）。

ウ 日台関係

台湾は、日本にとって、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。

台湾住民の日本に対する親近感



出典：公益財団法人日本台湾交流協会

日本と台湾との関係は、1972年の日中共同声明に従い、非政府間の実務関係として維持されている。日台双方の市民感情は総じて良好であり、日本側の民間窓口機関である日本台湾交流協会の調査（2019年2月実施）によれば、「日本に親しみを感じる（どちらかという親しみを感じる）」と回答した台湾住民は70%との結果も出ている。このような良好な対日感情を反映し、2019年における台湾訪日者数が489万人を超えて過去最高を記録するなど、相互の人的往来は密接であったが、新型コロナの影響で、2020年の往来は大幅に減少した。

7月、日台間の友好増進に多大なる貢献を果たし、自由、民主主義といった基本的価値が台湾に定着していく上で、極めて重要な貢献を果たした李登輝元総統が逝去した。これを受け、森喜朗元総理大臣が弔問団を率いて2度訪台し、告別式などに出席した。

東日本大震災後に台湾が日本産食品に課している輸入規制については、依然として解除されておらず、日本側は科学的根拠に基づき、その撤廃・緩和を繰り返し強く求めている。

(3) モンゴル

ア 内政

5月、首相・内閣の権限の強化、大統領の任期・権限の変更、司法の独立の保障強化などを盛り込み、議会制民主主義の維持継続を確定する改正憲法が施行された。

6月に行われた第8回国家大会議（一院制、任期4年、定数76）選挙では、与党人民党が圧勝、7月にフレルスフ首相の続投が決まり、新内閣が発足した。同首相は、世界的な新型コロナの拡大を受け、厳格な出入国制限・防疫措置を早期に導入、国内での発生を封じ込めてきた（11月に初の市中感染症例を確認）。

一方、新型コロナの流行は国内経済を直撃し、11月の政府経済統計では前年同期比で、税収14.3%減、輸出2.8%減、輸入12.5%減、鉱業生産12.8%減を記録した。政府は大規模な緊急経済対策を実施している。

イ 日・モンゴル関係

普遍的価値を共有する地域の重要なパートナーとして、「戦略的パートナーシップ」の強化に向けた協力を一層強化していくことが両国で確認された1年となった。

新型コロナの流行により要人往来が停止している中であって、5月、茂木外務大臣は、ツォグトバートル外相との間で電話会談を行った。10月、菅政権発足後間もないタイミングで、茂木外務大臣はモンゴルを訪問し、エンフタイワン新外相との間で外相会談を行ったほか、バトトルガ大統領及びフレルスフ首相を表敬した。同訪問は、新型コロナの感染拡大後、モンゴルにとっての「第三の隣国（注：隣国の中国・ロシア以外で連携を重視する主要国）」からの初の要人訪問として大いに歓迎され、モンゴルに対する日本の一貫した支援に謝意が表明



エンフタイワン・モンゴル外相との日・モンゴル外相会談
（10月9日、モンゴル・ウランバートル）

された。同訪問時、両国は「戦略的パートナーシップ」をより一層拡大していく方針で一致し、2022年の外交関係開設50周年の祝賀、新たな「中期行動計画」の策定に合意し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組強化の方針でも一致した。このほか、ウランバートル新国際空港の円滑な開港・運営に向けての連携も確認された。

両国は、普遍的価値を共有する戦略的パートナーとして、あらゆる分野での交流・関係を深め、地域・国際場^{じょうり}裡での協力を一層強化していく。

4 東南アジア

(1) インドネシア

インドネシアは、世界第4位の人口（約2億6,700万人）を有する東南アジア地域の大国として、ASEANにおいて主導的な役割を担うほか、G20メンバー国として、国際社会の諸課題においてもイニシアティブを発揮している。

2019年10月に発足したジョコ大統領の第2期政権は、国会の議席の約74%を与党が占める安定政権として、①インフラ開発、②人材開発、③投資促進、④官僚改革、⑤適切な国家予算の執行を優先課題として実施している。また、新型コロナの拡大を受け、春以降、大規模社会制限や経済対策を実施している。投資促進に関しては、インドネシア政府は、投資誘致を目的に雇用、投資、事業認可手続きの簡素化などの11分野の関連法を一括改正する雇用創出に関するオムニバス法を11月に成立させた。

日本との関係では、ジョコ第2期政権の優先課題であるインフラ整備と人材育成の分野における協力を積極的に進めているほか、新型コロナ対策及び保健・医療体制の強化のために医療機材の供与や財政支援借款、またアビガンの供与などの協力を行っている。

日本とのハイレベルの交流としては、1月に茂木外務大臣がインドネシアを訪問し、日・インドネシア閣僚級戦略対話を行った。新型コロナの世界的な感染拡大により人の往来が制限さ

れた後も首脳電話会談を2度、外相電話会談を2度実施し、新型コロナへの対応などについて緊密に意見交換を行った。また、10月には菅総理大臣が総理就任後の初の外国訪問の一環としてインドネシアを訪問し、ジョコ大統領との首脳会談において、政治・安全保障、経済・インフラ整備、海洋、防災などの協力や南シナ海や北朝鮮などの地域的課題における連携の更なる強化を確認した（61ページ 囲み記事参照）。

(2) カンボジア

カンボジアは、南部経済回廊の要衝に位置し、メコン・東南アジア地域の連結性と格差是正の鍵を握る国である。ガバナンス強化を中心とする開発政策の下、過去20年間平均7%の成長を続け、2030年の上位中所得国入りを目指している。2020年は成長牽引役の縫製、観光、建設業が新型コロナ問題により落ち込み、1993年の王国政府発足後初めてマイナス成長となる見込みである。

1992年に日本が初めて本格的PKOを派遣したカンボジアは「積極的平和主義」の原点の国であり、和平とその後の復興・開発への協力を基に培われた両国関係は2013年に「戦略的パートナーシップ」に格上げされ、現在も深化している。2020年は8月に、茂木外務大臣が新型コロナ感染拡大後初の海外要人としてカンボジアを訪問し、フン・セン首相表敬及びブラック・ソコン外相との間で外相会談を実施した。10月にも外相電話会談を実施した。

内政面では、最大野党・救国党が前年に解党される中、2018年国民議会選挙にて与党・人民党が全議席を独占した。カンボジア政府は、同年末の声明にて国内での対話促進や司法手続迅速化など民主的環境の改善措置を表明し、以後取り進めてきている。2020年1月には2017年に逮捕された野党党首の公判が開廷したが、3月以降新型コロナにより休廷した。

日本は、カンボジアの民主的発展を後押しするために与野党若手政治関係者招へいなどの取組を進めており、1月に第4回招へいを実施した。

日本が長年支援しているクメール・ルージュ裁判では、8月に捜査中被疑者1名の不起訴が確定し、その他捜査中の2事案も不起訴となれば2022年末に予定される第2-02事案（元国家元首が被告）上訴審判決をもって裁判が完結する見込みが高まっている。

(3) シンガポール

シンガポールは、ASEANで最も経済が発展している国家であり、全方位外交の下、米国や中国を含む主要国と良好な関係を維持している。

国内では、リー・シェンロン首相率いる人民行動党（PAP）が、7月の総選挙で、対象改選全93議席中83議席を獲得して引き続き議会での圧倒的多数を占めるものの、PAPの全体得票率は61.24%にとどまり、前回2015年選挙時の69.86%より低い得票率であった。

日本との関係では、2020年は、新型コロナの影響により往来の機会が減少したものの、首脳電話会談を1度、外相電話会談を2度実施し、両国のハイレベルの交流を継続している。また、8月、茂木外務大臣は、新型コロナの世界的な拡大後、アジア初の訪問国としてシンガポールを訪問し、リー・シェンロン首相表敬及びバラクリシュナン外相と会談を実施した。同会談において、両国は新型コロナの拡大を受けた水際対策強化後の国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、入国後14日間についても行動範囲を限定してビジネス活動が可能となる「ビジネスストラック」と、主に中長期間に滞在する駐在員などを念頭に置いた「レジデンスストラック」の両トラック開始を目指すことに合意した。



日・シンガポール外相会談（8月13日、シンガポール）

また、両国は1997年に署名した「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）」を通じて、開発途上国に対して共同で技術協力を行っており、これまでに約400の研修を実施し、ASEAN諸国などから約7,000人が参加している。

日本文化情報の発信拠点としてシンガポールに2009年に開所された「ジャパン・クリエイティブ・センター（JCC）」では、感染症対策をとりつつ各種の発信やイベントを開催した。

(4) タイ

タイは、1967年の「バンコク宣言」により誕生した東南アジア諸国連合（ASEAN）の原加盟国の一つであり、また、メコン地域の中心に位置し、地政学的に重要な国である。

日本とタイは、600年にわたる長い交流の歴史があると言われており、伝統的に友好関係を維持してきている。外交関係の樹立は1887年の「日暹修好通商に関する宣言（日タイ修好宣言）」^{にちせん}まで遡る。現在の両国関係は、二国間のみならず、地域及び国際社会でも協力する「戦略的パートナーシップ関係」にある。加えて、日本からの長年にわたる政府開発援助や民間企業による投資の結果、タイは自動車産業を始めとする日本企業にとっての一大生産拠点となり、今日では地球規模でのサプライチェーンの一角として日本経済に欠くことのできない存在であり、5,000社以上の日本企業が進出し、7万人以上の在留邦人が暮らしている。



茂木外務大臣によるプラユット・タイ首相の表敬（1月7日、タイ・バンコク）

また、2013年、短期滞在での活動を目的とするタイ国民に対する査証免除措置の導入を受け、訪日タイ人観光客が急増し、新型コロナの感染拡大前の2019年には約132万人のタイ人が日本を訪問しており、国別渡航者数で第6位であった。1月に茂木外務大臣がタイを訪問し、プラユット首相への表敬及びドーン外相との会談を実施した。その後の新型コロナの感染拡大に伴う人的往来の制限に伴い、要人往来は実施されていないが、茂木外務大臣がドーン副首相兼外相（注：8月より副首相を兼任）と5月、6月及び10月の3度にわたり電話会談を実施し、ハイレベルでの交流を継続した。

一方、タイ国内状況に目を向ければ、経済・社会的格差や新型コロナの感染拡大に伴う経済状況の悪化などを背景に、若年層を中心とした政府や王室に対する抗議デモが活発化し、不安定な状況が続いている。

(5) 東ティモール

東ティモールは、インド太平洋の要衝、オーストラリアとインドネシア間の重要なシーレーンに位置する、21世紀最初の独立国家（2002年）である。同国は、国際社会の支援を得つつ平和と安定を実現し、民主主義に基づく国造りを実践してきた。経済は天然資源（石油や天然ガス）への依存度が高く、国家の最優先課題として産業多角化に取り組んでいる。

外交面では、東ティモールの最重要外交課題であるASEAN加盟に向けて、ASEAN各国との調整などに引き続き取り組んでいる。



バボ・外務・協力相と会談する中山外務大臣政務官
(1月14日、東ティモール・ディリ)

国内では、政権与党とル・オロ大統領との間で対立が続き、国政は停滞していたが、1月以降、連立与党内の分断などを契機として、各政党間での新たな合従連衡が模索された。その結果、5月29日までに、ルアク首相率いる国民解放党（PLP）及びル・オロ大統領率いる東ティモール独立革命戦線（フレテリン）を含む4党から成る新たな国民議会多数派により第8次立憲政権を支える体制が確立され、内閣改造が行われた結果、対立は解消された。

二国間関係に関し、1月に中山展宏外務大臣政務官が東ティモールを訪問し、日本の対東ティモール支援20周年記念式典や、日本のODAにより建設した国立東ティモール大学工学部新校舎及びディリ港フェリーターミナルの竣工式に出席した。また、その際に、ル・オロ大統領、ルアク首相及びバボ外務・協力相との間で、教育・人材育成、人的交流、経済・インフラなどの分野における二国間協力や、日本・東ティモール・インドネシア3か国協力の枠組みにおける海洋分野などの協力、地域における連携を強化した。

また、新型コロナの感染拡大を受け、保健・医療体制強化のための医療機材の供与などの支援を行っている。

(6) フィリピン

フィリピンは、2012年から一貫して6%以上の高い成長率を維持してきたが、2020年は、新型コロナの感染拡大に伴い導入された国内経済活動の制限や海外労働者からの送金減などによる影響により、マイナス成長が見込まれている。ドゥテルテ大統領は新型コロナ対策においても国民の高い支持を得ており、汚職撲滅、治安・テロ対策などの優先課題への対応に引き続き、強い指導力を発揮した。また、ミンダナオ和平については、2022年の自治政府発足を目指したプロセスが継続しており、3月時点でモロ・イスラム解放戦線（MILF）兵士の30%に相当する1万2,000人の退役及び武装解除が完了している。

「戦略的パートナー」である日・フィリピン



日・フィリピン外相会談（1月9日、フィリピン・マニラ）

関係の更なる強化のため、1月、茂木外務大臣がマニラを訪問し、ドゥテルテ大統領表敬、ロクシン外相との会談及びドミンゲス財相との会談を行ったほか、フィリピン沿岸警備隊を訪問し、日本政府が円借款で建造を支援した巡視船を視察した。新型コロナの影響で往来が中断されてからも、要人間の意見交換は活発に行われ、首脳電話会談を2度、外相電話会談を1度実施した。

安全保障面では、8月、国産の完成装備品の初の海外移転としてフィリピンへの警戒管制レーダーの納入契約が成立し、協力が一層推進されることとなった。また、経済面では、1月、フィリピン政府が、東日本大震災後に設けていた日本産食品の輸入規制措置をすべて撤廃することを決定した。さらに、10月には、2017年に安倍総理大臣が表明した5年間で1兆円規模の官民支援を着実に実施するために立ち上げられた、日・フィリピン経済協力インフラ合同委員会の第10回会合を実施するなど、日本はフィリピン政府が掲げる積極的なインフラ整備政策「ビルド・ビルド・ビルド」を強力に後押ししている。加えて、感染症対策や災害対応についても医療機材の供与や財政支援借款、また、アビガンの供与などの協力を行っている。

（7）ブルネイ

ブルネイは、豊富な天然資源を背景に、高い経済水準と充実した社会福祉を実現し、政治的、経済的に安定した国である。立憲君主制であり立法評議会があるものの、国王が首相、財

務・経済相、国防相及び外相を兼任しており、国王の権限は非常に強い。東南アジアの中心に位置し、南シナ海のクレイマント国の一つであり、ASEANの一体性、統合強化を柱とするバランス外交を行っている。

ブルネイの経済成長率は2020年も中国との合併企業による石油精製事業に支えられ、引き続きプラスを維持すると予測されている一方、エネルギー資源への過度の依存から脱却すべく経済の多角化を目指している。

日本とブルネイは、1984年に外交関係を開設し、政治、防衛、経済、文化、人物交流など、様々な分野で良好な関係を発展させてきた。また両国の皇室・王室関係も緊密で、ボルネオ国王は2019年の即位礼正殿の儀に参列するため訪日した。ブルネイは日本へのエネルギー資源の安定供給の面からも重要であり、ブルネイの液化天然ガス（LNG）輸出総量の約6割が日本向けであり、同国産LNGは日本のLNG総輸入量の約5%を占めている。なお、日本は2021年にASEAN議長国となるブルネイへの協力として、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じたテロ対策能力向上のための支援を決定した。

（8）ベトナム

ベトナムは、南シナ海のシーレーンに面し、中国と長い国境線を有する地政学的に重要な国である。また、東南アジア第3位の人口を有し、中間所得層が急増していることから、有望な市場でもある。現在、インフレ抑制などのマクロ経済安定化、インフラ整備や投資環境改善を通じた外資誘致を通じ、安定的な経済成長の実現に取り組んでいる。また、行政改革や汚職対策にも積極的に取り組んでいる。2020年はASEAN議長国及び国連安保理非常任理事国を務め、国際社会での役割も拡大している。

日本とベトナムは、「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」の下で、様々な分野で協力を進展させている。要人往来も活発に行われ、1月には茂木外務大臣がベトナムを訪問し、フック首相、ミン副首

菅総理大臣のベトナム、インドネシア訪問

10月18から21日まで、菅総理大臣は就任後初の外国訪問先として、2020年のASEAN議長国であるベトナム及びASEANの主要国であるインドネシアを訪問した。今回の訪問では、友人であり、戦略的パートナーでもあるASEANとの信頼関係をより一層深化させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現するための要であるASEAN各国と緊密に連携しながらFOIPを着実に実現していくとの日本の決意を宣言する重要な機会となった。

ベトナム訪問中、菅総理大臣は、フック首相との間で首脳会談を行い、新型コロナからの回復に向けて、「ビジネストラック」の運用開始及び双方向の定期旅客便の再開に合意するとともに、サプライチェーンの多元化や新型コロナ流行下で生活に困っている在日ベトナム人への支援など、両国間の協力を強化していくことで一致した。また、防衛装備品・技術移転協定の実質合意を始めとした安全保障分野での協力、インフラ整備等の経済協力、防災、農業分野における連携など、二国間関係の強化について確認した。さらに、地域情勢についても緊密に連携し、FOIPと多くの本質的な共通点を有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」を全面的に支持することを確認した。

同訪問中、菅総理大臣は、チョン共産党書記長兼国家主席、ガン国会議長とも会談を実施したほか、チン越日友好議員連盟会長から表敬を受けた。また、日越大学において学生との意見交換も行い、同大学では、「共につくるインド太平洋の未来」をテーマに、総理就任後初めて国外で外交政策スピーチを実施した。スピーチでは、これまでの連結性や人造りに関する協力を通じた日本とASEANの強固なパートナーシップを確認するとともに、AOIPとFOIPが基本的な原則を共有していることやAOIPを全面的に支持すること、そして法の支配の重要性を強調した。菅総理大臣の訪問を機に、官民の幅広い分野で16の文書に合意するなど、「戦略的パートナーシップ」で結ばれる日・ベトナム関係は、政治・経済・文化・人的交流などあらゆる面で飛躍的な発展を遂げている。

ベトナムに続いて訪問したインドネシアでは、ジョコ大統領との間で首脳会談を行ったほか、日本企業との意見交換、元日本留学生による表敬及びカリバタ英雄墓地での献花を行った。

日・インドネシア首脳会談では、菅総理大臣はFOIPと多くの本質的な共通点を有するAOIPへの全面的な支持を伝達し、両首脳は、共に海洋国家として自由で開かれた海洋秩序の実現に向けた協力を行うことについて一致した。また、保健分野やサプライチェーンの強じん化を含め、新型コロナからの回復に向けた両国の協力の拡大、インフラ協力や人材育成、離島開発などの推進、外務・防衛閣僚会合（2＋2）の早期実施を始めとする政治・安全保障分野の協力及びインドネシアの投資環境改善に向けた協力の強化などについて一致した。

日本は、「インド太平洋国家」として、今後もASEANと共に力を合わせてインド太平洋地域の平和で繁栄した未来を創り上げていく。



菅総理大臣のベトナム訪問（10月、写真提供：内閣広報室）

相兼外相及びアイン商工相との会談を行った。3月及び6月には茂木外務大臣とミン副首相兼外相との電話会談、5月及び8月には安倍総理大臣とフック首相との電話会談を実施した。10月には、菅総理大臣とフック首相との電話会談を行ったほか、菅総理大臣が総理大臣就任後初の外国訪問先としてベトナムを訪問した。菅総理大臣はベトナム訪問中、フック首相との首脳会談では、新型コロナからの回復に向けて、「ビジネスストラック」の運用開始及び双方向の定期旅客便の再開に合意したほか、チョン書記長兼国家主席、ガン国会議長及びチン越日友好議員連盟会長との会談や日越大学での政策スピーチなどを行い、「インド太平洋国家」として今後も地域の平和と繁栄に対する貢献を主導していくことを宣言した（61ページ 囲み記事参照）。

元来親日的なこともあり、ベトナム国民の訪日者数は2011年の約4万人から2019年には49万人を超え、日本に暮らすベトナムの人々は2011年の約4万人から2020年6月には約42万人に増えており、国別在留外国人数で中国、韓国に次いで3番目に多い数字となっている。

(9) マレーシア

マレーシアは、マレー半島の「半島マレーシア」とボルネオ島の「東マレーシア」から成る、インド洋と太平洋の結節点に位置し、南シナ海とマラッカ海峡に面した地政学的に重要な国である。また、13州及び3連邦直轄地から成る連邦国家で、ブミプトラ（土着の民族を含むマレー系）（69%）、華人系（23%）、インド系（7%）などから構成される多民族国家である。

2月、政権内部における対立などによりマハティール首相が辞任したことを受け、3月に就任したムヒディン首相は、就任直後から新型コロナ対策に注力している。新型コロナの影響で、二国間での要人往来は例年に比べて減少したものの、外相電話会談を1度実施し、8月には、新型コロナの世界的な感染拡大後初めてのアジア訪問の一環として、茂木外務大臣がマレーシアを訪問し、ヒシャムディン外相及びアズミン上級相兼国際貿易産業相と会談を行った。

両国間の具体的な協力については、油防除や海賊対策などの海洋協力や、新型コロナ拡大の下での協力として、二国間で主に中長期滞在者の往来を可能とする「レジデンストラック」の開始に合意した。また、国際機関を通じた技術支援・保健医療物資支援やアビガン錠の無償供与などが行われた。

人材育成分野では、マハティール首相（当時）が1981年に提唱した日・マレーシア間の友好関係の基盤である東方政策により、これまでに約2万6,000人のマレーシア人が日本で留学及び研修した。2011年9月に開校したマレーシア日本国際工科院（MJIT）をASEANにおける日本型工学教育の拠点とするための協力が進められているほか、筑波大学のマレーシアにおける分校設置に向けた協議が行われており、実現すれば日本の大学が設置する初の海外分校となる。

経済面では、日本はマレーシアにとって最大の投資国（2019年）であり、マレーシアへの進出日系企業数は約1,500社に上るなど、引き続き緊密な関係にある。

(10) ミャンマー

ミャンマーでは、2015年の総選挙で国民民主連盟（NLD）が国民の大多数の支持を得て、2016年3月にアウン・サン・スー・チー国家最高顧問率いる新政権が発足し、以来、民主化の定着、国民和解、経済発展に取り組んできた。2020年11月には総選挙が実施され、NLDが再び圧倒的勝利を収めた。

2020年11月の総選挙実施に当たり、日本政府は二重投票防止のための特殊インクを供与したほか、笹川陽平ミャンマー国民和解担当日本政府代表を団長とする選挙監視団を派遣し、自由かつ公正な選挙が平和裡に実施されたことを確認した。

しかし、総選挙後、ミャンマー国軍は、有権者名簿情報の重複などの選挙不正があったことを繰り返し主張し、これに対し連邦選挙管理委員会、連邦議会、政府がこれを受け入れなかったとして、2021年2月1日未明、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問、ウィン・ミン大統領を含むNLD政権幹部や多数の連邦議会議員を拘束した。同日、大統領代行（国軍出身の副大統領）が緊急事態を宣言し、全権をミン・アウン・フライン国軍司令官に委譲した。国軍によるクーデターに国民は反発し、全国で不服従運動が拡大した。連日数万人規模のデモが実施されたほか、公的機関職員のボイコットも行われた。これを受け国軍は、ヤンゴン地域などに夜間外出禁止令及び公共の場での5人以上の集会禁止令を発表、警察もデモ隊に対し一部では放水、催涙弾や発砲による鎮圧を行った。日本は、ミャンマーで民主化プロセスが損なわれる事態が生じていることに対し、重大な懸念を有しており、クーデター発生当日に外務大臣談話を発出した。日本は、民間人に対する暴力的な対応を直ちに停止すること、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問を含む拘束された関係者の解放、民主的な政治体制の早期回復を国軍に強く求めている。

なお、日本は経済発展への大きな潜在力及び地政学的重要性を有するミャンマーの安定及び発展が地域全体の安定と繁栄に直結するとの認識に立ち、伝統的な友好国である同国の民主的国造りを官民挙げて全面的に支援してきた。2016年に安倍総理大臣が表明した、5年間で官民合わせて8,000億円の貢献は、ヤンゴン都市開発、電力、運輸インフラを中心に幅広い分野において実施されてきた。

また、ミャンマー西部のラカイン州で、2017年8月の武装勢力による治安部隊拠点に対する

襲撃を契機に、70万人以上の避難民がバングラデシュに流出した問題に関し、日本は国際社会と共にミャンマー政府に、「安全、自発的かつ尊厳のある」避難民帰還の実現、国連の関与の下での帰還環境の整備を働きかけるとともに、ラカイン州では避難民・住民に対する人道支援やインフラ整備支援を実施してきたほか、バングラデシュ側では避難民、ホストコミュニティに対する人道支援を実施してきた。加えて、ラカイン州における人権侵害疑惑について、ミャンマー政府及び国軍に対し、ミャンマーが設立した独立調査団の勧告を踏まえ、透明性のある形で捜査、訴追を進め、国際司法裁判所による暫定措置命令を着実に履行するよう働きかけてきた。

ミャンマー独立以来、国軍との戦闘が続いている少数民族武装勢力との和平実現も重要な課題であり、これまでに10の少数民族武装勢力が「全国規模停戦合意（NCA）」に署名した。日本は、笹川政府代表を中心に、恒久的停戦と地域の安定を実現すべく、和平の当事者間の対話を側面支援してきたほか、停戦実現地域住民の生活向上のため、復興開発支援を実施してきた。

日本としては、事態を注視しながら、必要な対応を行っていく。

(11) ラオス

ラオスは、中国、ミャンマー、タイ、カンボジア及びベトナムの5か国と国境を接し、メコン連結性の鍵を握る内陸国である。2020年、内政面では、人民革命党の一党支配体制の下、安定した政権運営が行われた一方で、2021年に予定されている第11回人民革命党大会に向けた準備が中央及び地方の各レベルで行われた。経済面では、最優先課題として財政安定化に取り組む一方、新型コロナの影響で、観光を始めとするサービス業などが打撃を受け、近年、約6～7%の高水準を維持していた経済成長率の低下が予測されている。

日・ラオス間では3月に外交関係樹立65周年を迎え、「戦略的パートナーシップ」5周年の節目の年となった。8月に、茂木外務大臣が



日・ラオス外相会談（8月23日、ラオス）

新型コロナウイルスの感染拡大後初の海外要人としてラオスを訪問し、トンルン首相及びサルムサイ外相と会談を行ったほか、10月にも茂木外務大臣とサルムサイ外相が電話会談を実施した。経済協力分野でも、様々な協力が実施された。ラオス政府から強い要望があった財政安定化支援については、1月に支援の成果となる政策提言が取りまとめられたほか、引き続き、専門家の派遣などによる協力が実施された。また、5月には日本が2012年から起草支援を行っていた民法典が施行され、長年にわたるラオスに対する法整備支援の集大成の一つとなった。8月の茂木外務大臣のラオス訪問に際しては、新型コロナウイルス対策支援の一環として、無償資金協力による医療関連資機材の引渡式を実施したほか、教員養成・都市交通などの分野に対する無償資金協力の実施などを決定した。このように、2016年9月に両首脳から発表された「日ラオス開発協力共同計画」の着実な進展が見られ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた多くの取組が行われた。文化交流では、1月にビエンチャンにおいて「ジャパン・フェスティバル」が開催され、両国国民間の相互理解が深まった。

5 南アジア

(1) インド

インドは、アジアとアフリカをつなぐインド洋に面し、シーレーン上の中央に位置するなど、地政学的に極めて重要な国である。また、世界第2位の人口、巨大な中間所得層を抱え、

アジア第3位の経済規模を有している。近年インドは「メイク・イン・インド」などの様々な経済イニシアティブを進め、着実な経済成長を実現してきている。新型コロナの感染拡大を受け、経済は大幅に縮小したが、新たに「自立したインド」を掲げ、製造業振興を通じた経済回復を目指している。また、外交面では「アクト・イースト」政策を掲げ、インド太平洋地域における具体的協力を推進する積極的外交を展開し、グローバル・パワーとしてますます国際場裡での影響力を増している。

日本とインドは、民主主義や法の支配などの基本的価値や戦略的利益を共有するアジアの二大民主主義国であり、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、経済、安全保障、人的交流など、幅広い協力を深化させてきた。日印関係は世界で最も可能性を秘めた二国間関係であり、既存の国際秩序の不確実性が高まる中、その重要性は増している。また、インドは「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上で重要なパートナーであり、日米豪印といった多国間での連携も着実に進展している。太平洋を臨む日本と、インド洋の中心に位置するインドが二国間及び多国間の連携を深めていくことは、インド太平洋の平和と繁栄に大いに貢献する。インド太平洋地域の経済秩序の構築においても、インドは不可欠なプレーヤーであり、その意味でRCEP協定への将来的な復帰が期待される。

2020年は新型コロナウイルスに対応する中でも、日印首脳電話会談を始めとするハイレベルの意見交換を継続的に行った。菅総理大臣就任直後の9月に実施された首脳電話会談においては、日印のパートナーシップを更なる高みに引き上げることで一致した。10月には、東京での第2回日米豪印外相会合の機会を捉えて、対面で日印外相間戦略対話を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力関係や、ASEAN諸国や南西アジアなど第三国における日印協力、高速鉄道事業を着実に進展させることの重要性を改めて確認した。加えて、9月の日印物品役務相互提供協定（日印ACSA）への



第13回日印外相間戦略対話（10月7日、東京）

署名のように、具体的な協力の枠組みも進んでいる。インドとの同協定への署名は、日本にとって、米国、オーストラリア、英国、カナダ、フランスに次いで6か国目となる。今後、同協定が締結されれば、現場での自衛隊とインド軍との緊密な連携が促進されるのみならず、日印両国が国際社会の平和及び安全に一層積極的に寄与することが期待される。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、8月末に日本からインドに対し500億円の緊急円借款、医療機材供与を目的とする10億円の無償資金協力を実施し、インドの保健・医療体制の強化にも協力している。

(2) パキスタン

パキスタンは、アジアと中東を結ぶ要衝にあり、その政治的安定と経済発展は地域の安定と成長に不可欠であるとともに、国際テロ対策の最重要国の一つである。また、2億人を超える人口を抱え、そのうち25歳以下の若年人口が全人口の約6割を占めており、経済的な潜在性は高い。外交面では、インドとの関係については、2019年8月のインド政府によるジャンム・カシミール州への特別な地位を認める憲法370条の廃止措置以降も緊張状態が継続している。中国との関係については、「全天候型戦略的協力パートナーシップ」の下、中国の進める「一帯一路」の重要な構成要素である中国・パキスタン経済回廊（CPEC）建設に向けて幅広い分野で関係が強化されている。米国との関係については、トランプ政権の新南アジア戦略

において名指しで批判されるなど、一時期停滞していたが、カーン首相が2019年7月に訪米しトランプ米国大統領と個人的関係を築いて以降、アフガン和平における協力関係もあり、改善傾向にある。経済面では、2018/2019年度に3.3%であった成長率は、2019/2020年度は新型コロナの影響で-0.4%と大きく落ち込んだ。カーン政権は発足直後から深刻な外貨準備高不足の問題を抱えており、友好国からの支援に向けた協議やIMFプログラムの実施などに取り組んでいる。

日本との関係については、1月にアズハル経済相が訪日し、麻生太郎財務大臣や若宮健嗣外務副大臣と会談を行った。その後、新型コロナの影響下においても、5月には茂木外務大臣がクレシー外相と、8月には河野太郎防衛大臣がバジュワ陸軍参謀長とそれぞれ電話会談を行うなど、二国間関係を維持・強化した。

(3) バングラデシュ

イスラム教徒が国民の約9割を占めるバングラデシュは、ベンガル湾に位置する民主主義国家であり、インドとASEANの交差点としてその地政学的重要性は高い。2017年8月以降、ミャンマー・ラカイン州の治安悪化を受けて、同州から新たに70万人以上の避難民がバングラデシュに流入し、帰還はいまだ実現していない。避難の長期化により、ホストコミュニティの負担増大や現地の治安悪化が懸念されている。経済面では、繊維品を中心とした輸出が好調で、2019年は約8.13%の経済成長率を記



ミャンマー・ラカイン州からの避難民対応のための持続的支援ドナー会合（オンライン形式）に出席する國場外務大臣政務官（10月22日、東京）

録しており、高成長を維持している。

2020年前半は新型コロナの影響を受けたが、その後は回復傾向にある。人口は約1億6,500万人に上り、安価で質の高い労働力が豊富な生産拠点であるとともに、高いインフラ整備需要など潜在的な市場として引き続き注目を集め、日系企業数は2005年の61社から2020年には315社に増加している。しかし、電力の安定した供給やインフラ整備が外国企業からの投資促進に向けた課題となっている。

日本との関係については、8月に安倍総理大臣がハシナ首相との間で電話会談を実施し、新型コロナの収束に向けた協力、二国間関係の更なる強化を確認したほか、ミャンマー・ラカイン州からの避難民の問題への対応について緊密な議論を行った。10月には、米国、EU、英国及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の共催による同避難民の支援に関するドナー会合が開催され、國場幸之助外務大臣政務官が日本によるミャンマー・ラカイン州での避難民帰還に向けた環境整備支援とバングラデシュにおけるホストコミュニティと避難民に対する支援を説明した。

(4) スリランカ

スリランカは、インド洋のシーレーン上の要衝に位置し、その地政学的及び経済的重要性が注目されている伝統的な親日国である。内政面では、2019年11月の大統領選でゴダバヤ・ラージャパクサ大統領が選出された後、新型コロナの影響で2020年8月に延期された総選挙

でマヒンダ・ラージャパクサ首相率いる与党スリランカ人民戦線が国会議席の過半数（113議席）を大きく上回る145議席を得て勝利し、盤石な体制が固められた。経済面では、スリランカは国内における紛争終結後、年率7%の経済成長を遂げ、近年も年率3%以上と堅実な経済成長を維持し、一人当たりのGDPは2019年に3,852米ドルを記録したが、2019年の経済成長率は、同年に発生した連続爆破テロ事件の影響により、2.3%にとどまった。また、2020年は新型コロナの影響を受け経済が落ち込んだが、同国の地政学的重要性やインド市場へのアクセスを踏まえ更なる高成長が期待されている。

日本との関係については、10月に第4回日スリランカ海洋安全保障・海上保安及び海洋に関する対話をテレビ会議形式で開催した。

(5) ネパール

ネパールは、中国・インド両大国に挟まれた内陸国として南アジアにおける地政学的な重要性を有している。日本はネパールにとって長年の主要援助国であり、皇室・旧王室関係や登山などの各種交流を通じた伝統的な友好関係を築いている。内政面では、新憲法の下、2017年に初の連邦、州、地方選挙が実施され、2018年2月にオリ首相が就任した。経済面では、特に新型コロナの感染拡大の影響の中、経済対策として、中小企業に対する関税、法人税などの減額又は免除や、70万人の雇用創出を掲げている。

日本との関係については、1月に中山外務大臣政務官がネパールを訪問し、バンダリ大統領、オリ首相などを表敬した。3月には成田ーカトマンズ間の直行便が就航し、人的交流促進に向けた動きがあった。

また、日本は保健・医療関連機材供与のための3億円の無償資金協力に関する書簡の交換を6月に行ったほか、国際機関を経由した支援などを実施した。

(6) ブータン

ブータンは国民総幸福量（GNH）を国家運営の指針とし、第12次5か年計画（2018年7月から2023年6月）の優先課題である貧困削減、医療・教育の質向上、男女平等、環境や文化・伝統の保護、マクロ経済安定などに取り組んでいる。

新型コロナの影響が懸念されるブータンに対して、日本は、6月、保健・医療関連機材供与のための3億円の無償資金協力に関する書簡を交換したほか、国際機関を経由した支援等を実施した。

(7) モルディブ

インド洋の戦略的要衝に位置するモルディブは、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上での日本の重要なパートナーである。モルディブは、GDPの約3割を占める漁業と観光業を中心に経済成長を実現しており、一人当たりのGDPは南アジア地域で最も高い水準に達しているが、新型コロナの感染拡大以降は主に観光業が打撃を受け、経済が大きく落ち込んでいる。内政面では、2018年11月にソーリフ政権が発足した。2019年4月に実施された議会選挙では、与党のモルディブ民主党（MDP）が議席の3分の2を獲得し、ソーリフ大統領は政権基盤を固めた。ソーリフ大統領は、就任以来、インドを始めとする地域の国々との連携を強化し、相互利益を望む全ての国との関係を強化する方針の下で対外政策を進めている。

日本との関係では、4月に若宮副大臣とシャーヒド外相の間で電話会談を行い、新型コロナ対策について両国間で緊密に連携していくことを確認するなど、引き続き二国間関係の強化に向けた取組を行っている。

6 大洋州

(1) オーストラリア

ア 概要・総論

オーストラリア政府は2017年11月に発表した外交白書において、今後10年のオースト

ラリア外交の指針として、開かれ、包摂的で、繁栄したインド太平洋地域の推進、保護主義への対抗、国際ルールの推進・保護などを掲げるとともに、日本を始めとするパートナーとの協力強化を打ち出した。2018年8月に、ターンブル首相からモリソン首相に交代した後も、この外交方針は引き継がれている。

地域が様々な課題に直面する中、基本的価値と戦略的利益を共有する日本とオーストラリアの「特別な戦略的パートナーシップ」の重要性はこれまで以上に高まっている。インド太平洋地域における、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた両国の戦略的ビジョンは広い範囲で一致しており、首脳の間次相互訪問や外相間の緊密な関係を基盤とし、国際社会の安定と繁栄に向けて、あらゆる分野での重層的な協力・連携を一層深化させている。さらに、日米豪、日米豪印といった多国間での連携及びパートナーシップも着実に強化されている。

両国は、TPPを始めとする自由貿易の推進に関してリーダーシップを発揮している。日本にとってオーストラリアは第5の貿易相手国、オーストラリアにとって日本は第2の貿易相手国であり、両国は、発効後6年目を迎えた日豪経済連携協定（EPA）及び2018年末に発効したTPP11協定に基づき、相互補完的な経済関係を更に発展させている。

菅総理大臣就任後初めての外国首脳との電話会談となった9月のモリソン首相との日豪首脳電話会談では、両国が「特別な戦略的パート



日豪首脳会談（11月17日、東京、写真提供：内閣広報室）

特集

オーストラリア森林火災 ～日本政府による緊急援助隊派遣～

1 森林火災の発生と被害状況

2019年9月以降、オーストラリア全土において過去最大級の森林火災が発生しました。2020年3月まで続いたこの火災により、33人の人命が失われたほか、3,100軒以上の家屋が損壊するなど、オーストラリア史上最悪と言われた2009年の森林火災の25倍以上の面積である約1,200万ヘクタール以上（関東甲信越全域より広域）で被害が発生しました。森林火災により、特有の生態系の中に生息するコアラなどのオーストラリアの固有動物も多数犠牲になり、損害は直接的なものだけで1,000億豪ドル（約7.6兆円）近くに達すると試算されています。また、森林火災の煙により港湾施設や建設現場が閉鎖され、この火災に関連して請求された民間保険金請求額は19億豪ドルに至り、この間の外国人観光客は10%から20%減少し、観光の逸失利益は45億豪ドルと試算されました。

2 オーストラリア政府の対応

オーストラリア政府は、森林火災への対応の支援に当たらせるため、同国史上初めて3,000人の陸軍予備役部隊の強制招集を行い、国防軍は、最大約6,500人態勢で、輸送、住民退避、補給といった各種支援を実施しました。

また、被災者などの経済的な支援のために、2020年から2年間で少なくとも20億豪ドルの基金を管理する国家森林火災復興庁を設立したほか、被害が大きい42の自治体に合計で6,000万豪ドルの支援を行いました。このほかにも、被災者のメンタルヘルス支援のために7,600万豪ドル、被災地産業支援のために5,000万豪ドル、観光産業のために7,600万豪ドルの支援などを決定しました。

加えて、森林火災の原因や政府の対応などを評価するために王立委員会を設置しました。

3 日本及び諸外国などからの支援

この森林火災に対応するために、日本のほか、米国、カナダ、ニュージーランドなどが、オーストラリアに支援の手を差し伸べました。

日本政府は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、1月15日に、自衛隊員及び自衛隊C-130H輸送機2機を派遣し森林火災への対応の支援に当たることや、国際協力機構（JICA）を通じて、防塵マスク^{ぼうじん}といった緊急援助物資を供与することを決定しました。これを受け、自衛隊員約70人及び輸送機2機が、車両及び消火器材延べ約11トン、また、オーストラリア軍人、消防士及び被災者など延べ約600人の輸送を行いました。差し迫った脅威が緩和し、自国軍のみで対応が可能となったとのオーストラリア政府の判断を尊重して、自衛隊は、2月8日に活動を終了しました。日本の支援についてはオーストラリアの主要テレビ局でも報道され、各局の記事はニュースとしては異例の閲覧数を記録し、オーストラリア国民から多数の好意的なコメントが寄せられました。

このほか、気象庁は、2019年11月から2020年1月末まで気象衛星ひまわりによる観測画像とデータの提供を続けました。また、日本の民間企業も、合計約500万豪ドルをオーストラリア政府などに寄付し、対応に寄与しました。今回の支援は、両国の友好関係を強く印象付けるものとなりました。



自衛隊機によるオーストラリア軍車両輸送の様子
(写真提供：防衛省)



オーストラリアの消防士が自衛隊機に搭乗する様子
(写真提供：防衛省)

ナー」]として、相互補完的である両国間の経済関係を更に発展させていくことや、新型コロナウイルスの収束も見据え、「自由で開かれたインド太平洋」の実現、さらには国際社会全体の安定と繁栄のために協力を深めていくことのほか、地域の同志国との連携が重要であることを確認した。また、新型コロナ拡大以降、また菅政権発足以降、初の外国首脳の訪日となった11月のモリソン首相訪日に際し実施された首脳会談では、日豪間の安全保障・防衛協力を新たな次元に引き上げるべく交渉を続けてきた日豪円滑化協定が、大枠合意に至ったとの認識で一致し、経済については、WTO改革について、上級委員会改革、電子商取引のルール作りや「途上国」問題などにつき今後も協働していくこと、RCEPの署名を歓迎するとともに、早期発効に向け、日豪で緊密に連携し、主導的役割を果たすことで一致し、また、TPP11協定の着実な実施及び拡大に向けて引き続き協力することを確認した。

外相間では、茂木外務大臣が、10月に第2回日米豪印外相会合のため訪日したペイン外相との間で、外相会談を行った。安全保障協力については、これまでの協力の深化に加え、現代の新たな課題に対応できるよう、その裾野を広げる必要性について一致し、経済については、国際的な人の往来の再開も含め、新型コロナの拡大防止策と両立する形で両国の経済関係を発展させる方途について議論を行った。

なお、例年9月から3月まで、オーストラリアでは森林火災のシーズンとなっているが、2019年秋から発生した森林火災は過去最大規模となり、モリソン首相はその対応に追われ、日本からも2020年1月15日から2月8日まで緊急援助隊・自衛隊部隊の派遣と緊急援助物資（マスク）の提供などを行った（68ページ 特集参照）。

1 安全保障分野での協力

インド太平洋地域の平和と繁栄の確保に向け、日本とオーストラリアは引き続き安全保障分野の協力を着実に強化・拡大させている。

オーストラリアとの間では外務・防衛閣僚協議がこれまで8回開催され、地域の安定と繁栄

に積極的に貢献する意思と能力を有する日豪間の安全保障・防衛協力の重要性を踏まえ、その推進のため、協議を行っている。11月の日豪首脳会談において、両首脳が大枠合意に至ったとの認識で一致した日豪円滑化協定については、早期署名に向け、残りの必要な作業を加速させている。また、情報通信や重要鉱物資源などの分野において、経済安全保障上の協力を強化していくこととしている。加えて、共に米国の同盟国である両国は、日米豪の連携の更なる強化に引き続き取り組んでいる。

2 経済関係

2018年12月に発効したTPP11協定を日本とオーストラリアが主導したことに示されるように、両国はRCEP協定を含む地域の自由貿易体制の推進について緊密に連携し、リーダーシップを発揮している。日本とオーストラリアの間では、日本が主に自動車などの工業品をオーストラリアに輸出し、また、オーストラリアが主に石炭や天然ガスなどのエネルギー資源や牛肉などの農産物を日本に輸出するという相互補完的な経済関係が、長年にわたり着実に発展してきている。近年では、水素関連の取組などの新しい協力も進んでいる。新型コロナの感染拡大以降は、日豪間のモノや資金、人の移動が停滞していることから、感染拡大防止策と両立する形で両国の経済関係を発展させる方途につき、両国間で議論を行っている。

3 文化・人的交流

オーストラリアには約40万人に上る日本語学習者（世界第4位）や100件を超える姉妹都市など、長年培われた親日的な土壌が存在する。新型コロナの感染拡大による往来の制限が実施されるまで、青少年を含む人的交流事業であるJENESYS及び新コロンボ計画による日豪間の相互理解の促進、若手政治家交流など、両国関係の基盤強化のための各種取組が行われてきた。2020年に開始40周年を迎えた日豪ワーキングホリデー制度についても、引き続きその適切かつ着実な運用に取り組んでいく。

オ 国際社会における協力

両国は、国際社会の平和と安定に積極的に貢献するため、幅広い分野での協力を強化してきている。特に、海洋安全保障、北朝鮮の核・ミサイル開発といったインド太平洋地域が直面する諸課題に関する協力を深めてきている。オーストラリアは、東シナ海を含む日本周辺海域における警戒監視活動にフリゲート艦「アラント」を派遣し、10月下旬以降、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮船籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、2018年以降4度目の艦艇による警戒監視活動を行った。また、オーストラリアは、9月下旬から10月下旬の間、在日米軍嘉手納飛行場^{かてな}を使用して、2018年以降7度目となる航空機による警戒監視活動を行った。

(2) ニュージーランド

ア 概要・総論

日本とニュージーランドは、民主主義、市場経済などの基本的価値を共有し、長年良好な関係を維持している。近年、「戦略的協力パートナーシップ」の下、経済、安全保障・防衛協力、人物交流を含む二国間協力の強化に加え、地域や国際社会の課題についても協力関係を強化している。10月の総選挙では、アーダーン首相率いる与党・労働党が緑の党との協力合意（閣外協力）を成立させ、新政権が発足した。

イ 要人との電話会談

世界的に新型コロナの感染が拡大する中、首脳・外相レベルの電話会談^{とうしよ}を通じ、新型コロナへの対応や太平洋島嶼国地域における両国の協力、地域情勢などについて緊密な意見交換を行ってきている。11月、菅総理大臣は、再任したアーダーン首相と首脳電話会談を実施し、両国がインド太平洋地域において共通の価値に立脚した重要な「戦略的協力パートナー」であり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組、WTO改革、TPP11協定やRCEP協定などを通じた自由で公正な経済秩序の拡大、安全保障といった分野での協力を促進して

いくことを確認した。

外相間では、茂木外務大臣は、ピーターズ外相と外相電話会談を3回（4月、6月及び9月）実施し、新型コロナへの対応などについて意見交換を行い、両国の「戦略的協力パートナーシップ」の下で地域情勢も含め引き続き連携していくことで一致した。また、11月に就任したマフタ新外相と12月に外相電話会談を行い、両国関係の強化と国際場裡での協力を引き続き推進していくことを確認した。

ウ 経済関係

両国は、相互補完的な経済関係を有しており、2018年12月に発効したTPP11協定の着実な実施や、RCEP協定やWTO改革など自由貿易体制の推進について緊密に連携している。また、食料・農業分野においては、2014年から2018年まで実施された日本の酪農の収益性を向上させることを目的とした「ニュージーランド・北海道酪農協力プロジェクト」に続き、北海道内の羊産業の活性化を目的とした「ニュージーランド・北海道羊協力プロジェクト」が2018年に開始されている。

エ 文化・人的交流

日・ニュージーランド間の青少年などの人的交流は、人的交流事業であるJENESYSを通じ、新型コロナの感染拡大による往来の制限がなされるまで実施され、2019年までの累計で1,100人を超えている。また、44の姉妹都市関係により長年培われた人的交流の土壌があり、青少年間の相互理解促進を目的とした姉妹都市間のネットワーク化が進んでいる。さらに、ラグビー及びボートを通じて日本の学生の英語教育を支援するニュージーランド政府主催事業「Game on English」が行われている。

オ 国際社会における協力

両国は、国連の場を含む国際場裡で国際社会の平和と安定のために緊密に協力している。特に、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮船籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動

に対して、ニュージーランドは、10月に在日米軍嘉手納飛行場を使用して、2018年以降3度目となる航空機による警戒監視活動を実施した。また、EAS、ASEAN地域フォーラム、アジア太平洋経済協力（APEC）、太平洋・島サミットなどの地域協力枠組みにおける協力や、太平洋島嶼国地域において経済開発面での協力を行うなど、地域の安定と発展のために積極的な役割を果たしている。

(3) 太平洋島嶼国

ア 概要・総論

太平洋島嶼国は、日本と太平洋によって結ばれ、歴史的なつながりも深く、国際場裡での協力や水産資源・天然資源の供給においても重要なパートナーである。また、太平洋の中心に位置することから、「自由で開かれたインド太平洋」の要としてもその重要性が高まっている。日本は、1997年から3年に一度、太平洋・島サミット（PALM）を開催してきている。2020年2月には、2021年の第9回太平洋・島サミット（PALM9）に向けた準備の一環として太平洋島嶼国地域との協力に係る高級実務者間の意見交換が東京で行われた。本件会合では、高田太平洋島嶼国地域担当大使及びソロモン・ナウル外務貿易次官が共同議長を務め、太平洋島嶼国・地域から高級実務者が出席し、同地域との協力に係る率直な意見交換が行われた。また、10月にオンライン形式で開催された太平洋・島サミット中間閣僚会合では、茂木外務大臣がコフェ・ツバル法務・通信・外務相と共同議長を務め、2018年に行われた第8回太平洋・島サミット（PALM8）のフォローアップを行った。さらに、2021年のPALM9の成功に向け、引き続き緊密に連携していくことが確認された。

イ 太平洋島嶼国協力推進会議

2020年には、木原稔総理大臣補佐官及び泉洋人総理大臣補佐官の下で、関係省庁局長級から構成される「太平洋島嶼国協力推進会議」の第4・5・6回会合が実施され、対太平洋島

嶼国政策強化の具体策について議論するとともに、2021年に開催予定の第9回太平洋・島サミット（PALM9）に向けて、関係省庁が引き続き連携しつつオールジャパンで取組を進めていくため、更に議論を行っていくことが確認された。

ウ 要人との会談など

2月、中山外務大臣政務官は、官民合同経済ミッションを率いてフィジーを訪問し、バイニマラマ首相やセルイラトゥ外相などと会談を実施した。7月、中山外務大臣政務官はマタイトング駐日フィジー共和国大使、マツタロウ駐日パラオ共和国大使及びマンギシ駐日トンガ王国大使と懇談を行った。

8月、茂木外務大臣はパプアニューギニアを訪問し、マラペ首相と会談を行った。同会談では、茂木外務大臣から医療物資・機材物資を含めた保健医療体制強化のための10億円以上の支援や新型コロナの影響を受けているPNG経済の早期回復や財政支援などの支援について言



マラペ首相と会談する茂木外務大臣（8月21日、パプアニューギニア）



日・フィジー外交関係樹立50周年における中西外務大臣政務官のビデオメッセージ（10月22日、東京）

及したのに対し、マラペ首相から日本の力強い支援に謝意の表明があった。また、「日本とパプアニューギニアとの間の二国間関係の更なる促進のための意図表明文書」に署名した。12月、中西哲外務大臣政務官はミクロネシア、フィジー、マーシャル、パラオ、サモア及びトンガの駐日大使と飯倉公館において昼食会を開催し、意見交換を行った。また、2020年に日本とフィジーの外交関係樹立50周年を迎え、10月に在フィジー日本国大使館主催の大型文化行事がフィジーで実施され、中西外務大臣政務官から祝辞のビデオメッセージを発出した。

Ⅱ 文化・人的交流

2018年のPALM8で表明した人的交流・往來の活性化強化の一環として、JENESYSを通じた大学生などとの人的交流を実施した。また、2016年度から太平洋島嶼国の若手行政官を対象とした太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）を開始しており、現在はSDGsグローバルリーダーとして、これまで継続して島嶼国の若手行政官を国内の大学院で受け入れている。

7 地域協力・地域間協力

世界の成長センターであるインド太平洋地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現することにより、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。こうした観点から、日本は、日米同盟を基軸としながら、日・ASEAN、日・メコン協力、ASEAN+3（日中韓）、東アジア首脳会議（EAS）、日中韓協力、APECなどの多様な地域協力枠組みを通じ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けた取組を戦略的に推進してきている。このような考えの下、考え方を同じくする国々と連携してきており、特に、2019年にASEANが採択した「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」は、FOIPと法の支配や自由、開放性など本質的な原則を共有しており、ASEANの中心性と

一体性を尊重しつつ、AOIPに沿った日・ASEAN協力を具体化し、「インド太平洋国家」としてインド太平洋地域全体の安定と繁栄に寄与する考えである。

（1）東南アジア諸国連合（ASEAN）情勢全般

広大なインド太平洋の中心に位置するASEANは、「自由で開かれたインド太平洋」実現の要である。2015年11月のASEAN関連首脳会議（マレーシア・クアラルンプール）では、「政治・安全保障」、「経済」及び「社会・文化」の三つの共同体によって構成されるASEAN共同体が同年内に設立されることが宣言され（ASEAN共同体設立に関するクアラルンプール宣言）、加えてASEAN共同体の2016年から2025年までの10年間の方向性を示す「ASEAN2025：Forging Ahead Together（共に前進する）」が採択された。また、2019年6月には、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組みなどを原則とする、「インド太平洋に関するASEANアウトルック」が採択された。

ASEANが地域協力の中心として重要な役割を担っている東アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）、EAS、ARFなどASEANを中心に多層的な地域協力枠組みが機能しており、政治・安全保障・経済を含む広範な協力関係が構築されている。

経済面では、ASEANは、ASEAN自由貿易地域（AFTA）を締結するとともに、日本、中国、韓国、インドなどとEPAやFTAを締結するなど、ASEANを中心とした自由貿易圏の広がりを見せている。2020年11月には、第4回RCEP首脳会議で約8年間にわたる交渉が結実し、日本やASEAN10か国を含む15か国によってRCEP協定が署名された。本協定の早期発効を目指すと同時に、今回署名を見送ったインドの本協定への将来の復帰に向けて、日本は引き続き主導的な役割を果たす考えである。

（2）南シナ海問題

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定

に直結し、国際社会の正当な関心事項であるとともに、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、南シナ海を利用するステークホルダー（利害関係者）である日本にとっても、重要な関心事項である。開かれ安定した海洋の維持・発展に向け、国際社会が連携していくことが求められている。

中国は、2020年に入っても、「南沙区」や「西沙区」と呼ばれる新たな行政区の設置を発表したり、埋め立てられた地形の一層の軍事化（198ページ 第4章第2節3（4）参照）を進めたりするなど、法の支配や開放性に逆行した一方的な現状変更を継続・強化している。度重なる軍事演習やミサイルの発射など地域の緊張を高める行動も見られる。中国はまた、比中仲裁判断²⁴を受け入れないとの立場を変えておらず、海洋権益に関する国連海洋法条約と整合的でない主張を続けている。

中国によるこうした一方的な現状変更及びその既成事実化の試みに対し、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。その中で日本としては、これまで一貫して海における法の支配の三原則（226ページ 第4章第2節6（2）参照）を貫徹すべきとの立場から、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者がUNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を強調してきた。また、中国による南シナ海における基線に関する主張がUNCLOSの関連規定に基づいていないこと、比中仲裁判断で領海や領空を有しない低潮高地と判断された海洋地形の周辺海空域も含め、航行と上空飛行の自由が守られることが重要であること、中国が主張する「歴史的権利」は国際法上の根拠が明らかではなく、比中仲裁判断では中国が主張する「九段線」に基づく「歴史的権利」がUNCLOSに反すると判示され、明確に否定されたことなども指摘してきている。

2018年には、中国とASEANの間で南シナ海行動規範（COC）²⁵の交渉が開始されたが、日本としては、COCが実効的かつ実質的でUNCLOSに合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダー（利害関係国）の正当な権利と利益を尊重されるべきであり、そのような取組が現場の非軍事化、そして平和で開かれた南シナ海の実現につながるということが重要であると主張してきている。

（3）日・ASEAN関係

広大なインド太平洋の中心に位置するASEANは、「自由で開かれたインド太平洋」実現の要である。また、ASEANがより安定し繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要であり、このような認識の下、日本は、2013年に東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議で採択された「日・ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」及び「共同声明」を着実に実行しつつ、ASEAN共同体設立以降も「ASEAN共同体ビジョン2025」に基づきASEANの更なる統合努力を全面的に支援していくことを表明している。

2020年には、ASEAN議長国であるベトナムの下、テレビ会議形式で開催された9月の日・ASEAN外相会議、そして11月の第23回日・ASEAN首脳会議などを通じて、広範な分野での協力関係を一層強化していくとともに、AOIPの四つの重点分野における日・ASEAN協力を具体化していくことが確認された。11月の日・ASEAN首脳会議で、菅総理大臣は、2019年にASEANが自らのイニシアティブで採択した「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」が、法の支配、開放性、自由、透明性、包摂性をASEANの行動原理として謳^{うた}っており、日本の推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と多くの本質的な

²⁴ 2013年1月、フィリピン政府は、南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関し、国連海洋法条約（UNCLOS：United Nations Convention on the Law of the Sea）に基づく仲裁手続を開始した。比中仲裁判断は、2016年7月12日に、同手続において組織された仲裁裁判所が示した最終的な判断のこと。日本は、同日に外務大臣談話を発出し、「国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終的であり紛争当事国を法的に拘束するので、当事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、これによって、今後、南シナ海における紛争の平和的解決につながっていくことを強く期待する」との立場を表明してきている。

²⁵ COC：Code of Conduct in the South China Sea

特集

ASEAN感染症対策センター

～感染症対応体制の強化を通じて「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日・ASEAN協力を牽引～

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、インド太平洋地域においても社会、経済に大きな影響を与えました。12月末時点でも、感染者数及び死亡者数は世界中でなお増加しており、大規模なロックダウン（都市封鎖）などによる生活への影響は甚大です。

日本にとって長年にわたるパートナーであるASEAN^{※1}もその例外ではありません。年初は感染者数が少なかったASEAN地域でも、4月頃に一部の国で感染者が爆発的に増加し、感染症対策の重要性が叫ばれました。同地域は、日本と地理的、社会的、経済的に密接な関係を持ち、日本企業も多く進出しています。ASEANの感染症対策能力の強化は、同地域全体に資するのみならず、現地在留邦人の安全確保や日本における流行の防止を図る上でも非常に重要です。さらに、「自由で開かれたインド太平洋」の推進を外交の柱とする日本にとって、その実現の要であるASEAN諸国の感染症対応体制の強化を支援することは最優先事項です。

このような状況の下、ASEAN事務局の要請を受け、4月14日に開催された新型コロナウイルス感染症に関するASEAN+3（日中韓）特別首脳テレビ会議^{きょうじん}において、安倍総理大臣は感染症対策能力の強化、ASEAN感染症対策センター^{※2}、経済の強靱化支援の三つの柱で、ASEANを力強く支援していくと表明しました。

ASEAN感染症対策センターは、地域の中核拠点として、ASEANの公衆衛生の危機や新興感染症への準備・探知・対応能力を強化することが目的です。具体的には、感染症の発生動向・状況に関する調査の強化、ラボネットワーク^{※3}の形成や感染症対策担当者への研修などを行う予定であり、日本は、同センター設立のため、日・ASEAN統合基金（JAIF）^{※4}に約55億円（5,000万米ドル）を拠出しました。

モメンタムを逃さずできるだけ早期に同センターを立ち上げるべく、6月以降、日本は、ASEANを始め、米国、オーストラリア、世界保健機関（WHO）など様々な地域・機関の専門家と協力し、準備調査（FS）^{※5}を実施してきました。

ASEANの意向・要望を最大限尊重し、ASEANと一体となって設立の準備を進めてきた同センターに対してはASEAN諸国から多くの関心が寄せられています。7月の日・メコン外相会議では、メコン諸国から日本の協力への歓迎の意が表明され、また、日・ASEAN外相会議では、ASEAN側から、日本の協力への高い評価とともに、日・ASEAN首脳会議において同センターの設立が正式に発表されることへの期待が示されました。そして、ついに11月の第23回日・ASEAN首脳会議に続き開催された設立行事において、同センターの設立が正式に発表され、ASEAN各国の首脳から、日本の支援に厚い謝意が表明されました。

同センターが地域の感染症対策の中核としてASEANの人々を感染症の脅威から守る組織へと発展するよう、日本の知見を最大限提供しながら、取組を加速させるべく、継続的な支援を惜しまない考えです。そして、日本はこれからもASEANの真の友人として、「自由で開かれたインド太平洋」の更なる繁栄のために、共に力を合わせてこの難局を乗り越え、力強く前進していきます。



ASEAN感染症対策センターの設立が発表された
第23回日・ASEAN首脳会議の様子
(11月12日、東京 写真提供：内閣広報室)

※1 ASEAN構成国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国（ただし、シンガポール及びブルネイはODA対象国ではない。）

※2 ASEAN Centre for Public Health Emergencies and Emerging Diseases

※3 早期の病原体検査などを念頭に置いた研究機関のネットワーク

※4 JAIF : Japan-ASEAN Integration Fund

※5 FS : Feasibility Study

共通点を有しているとした上で、AOIPに対する全面的な支持を表明し、このような基本的原則を共有していることが日本とASEANの協力の基礎であると発言した。

また、議長声明に加えて、全てのASEAN加盟国の賛同を得て、AOIP協力についての日・ASEAN首脳共同声明が発出され、AOIPとFOIPが、平和と協力を促進する上で関連する本質的な原則を共有していることに留意すると明記され、AOIPに記載された四つの分野、すなわち海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標、経済等の分野における日ASEAN戦略的パートナーシップを一層強化することを確認した。その上で、AOIPの四つの分野における日本の具体的な協力案件を公表したほか、特に連結性については、菅総理大臣から、既に実施中の2兆円規模の質の高いインフラプロジェクトを中心とする「日ASEAN連結性イニシアティブ」を立ち上げ、インフラ整備を通じて陸海空の回廊による連結性を強化し、今後3年間で1,000人の人材を育成していくことを表明した。

日・ASEAN首脳会議に際しては、4月のASEAN+3特別首脳テレビ会議で日本が全面的に支援することを表明した、ASEAN感染症対策センター²⁶の設立行事も開催された。同行事では、ASEAN+3特別首脳テレビ会議以来、ASEAN側のニーズや地域の専門家の知見を踏まえて実施した準備調査の結果を踏まえ、フック・ベトナム首相（ASEAN議長国兼対日調整国）から正式に設立が宣言された。菅総理大臣からは、同センターが、地域の感染症対策の中核として、ASEANの人々を感染症の脅威から守る強^{きょうじん} 靱な組織へと発展していくよう、日本はJICAの技術協力による専門家派遣や研修の実施を含め、これからも継続的な支援を惜しまないとの考えを表明した。

一連の会議を通じて、ASEAN側からは、日本による同センター設立に係る支援に加え、新型コロナに関するASEAN対応基金への100万米ドルの拠出決定など、新型コロナの感染拡大

を受けた日本の対ASEAN協力を謝意が表明された。

地域・国際情勢に関しては、北朝鮮については菅総理大臣から、拉致問題の解決には一刻の猶予も許されないと発言し、拉致問題の早期解決に向け、各国の引き続きの理解と協力を求め、ASEAN側から支持が示された。南シナ海問題に関しては、菅総理大臣は、一方的な現状変更の試みに対する深刻な懸念を表明しつつ、航行及び上空飛行の自由を始めとする国際法上の正当な権利が尊重されるべきであると発言した。

経済分野では、日本は、政府開発援助（ODA）や日・ASEAN統合基金（JAIF）²⁷を通じ、ASEAN連結性強化を通じた域内格差の是正支援など、様々な分野でASEANの更なる統合の深化を支援してきている。11月の日・ASEAN首脳会議では、菅総理大臣から、7月の日・ASEAN経済大臣特別会合で発出された「日ASEAN経済強靱化アクションプラン」を通じ、サプライチェーンの強靱化や、デジタル技術を活用して社会変革に取り組むビジネスを後押ししていくと表明した。また、菅総理大臣は、イノベーションを通じて「経済と環境の好循環」を加速し、パリ協定が目指す脱炭素社会の実現のため、ASEAN諸国と協力していきたいと発言した。

(4) 日・メコン首脳会議（参加国：カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム及び日本）

メコン地域（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ及びベトナム）は、インド太平洋の中核であり、力強い経済成長と将来性が見込まれる、日本の戦略的パートナーである。メコン地域の平和と繁栄は、ASEAN域内の格差是正や地域統合にも資するものであり、日本を含むアジア全体にとって極めて重要である。日本は、日・メコン協力を着実に実施するため、2009年から日・メコン首脳会議を毎年開催している。本年、2021年は、3年に一度の日・

²⁶ ASEAN感染症対策センター：the ASEAN Centre for Public Health Emergencies and Emerging Diseases (ACPHEED)

²⁷ JAIF：Japan-ASEAN Integration Fund

特集

日・メコン協力

東南アジア・インドシナ半島のメコン河流域に位置するカンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ及びベトナムの5か国はメコン諸国と呼ばれています。これら5か国の総面積は約194万平方キロメートル（日本の国土面積の約5倍）、総人口は約2億4,400万人にも上り、成長著しいアジアの中でも、とりわけ将来の可能性に富んだ地域として、今後の発展が大いに期待されています。また、同地域は、中国とインド、南シナ海に接し、陸上・海上ともにアジアの輸送ルートを中心に位置する要衝です。日本は、メコン諸国と緊密な経済・貿易関係を有しており、インド太平洋地域の中核である同地域との関係を強化することは、外交上も大変重要です。

日本は、日・メコン協力を着実に実施するため、2008年から日・メコン外相会議を、2009年からは日・メコン首脳会議を毎年開催しており、このうち日本で首脳会議（およそ3年に1度）を開催するたびに日・メコン協力の指針を更新してきました。2021年は、その日・メコン首脳会議の日本開催の年に当たり、メコン各国首脳が訪日して今後3年間の日・メコン協力の指針を策定する非常に重要な年です。日本とメコンが地域をリードする、まさに「日・メコンの年」となります。

過去3年間の日・メコン協力は、2018年10月、第10回日・メコン首脳会議が東京で行われ、今後の日・メコン協力の方向性を示した「東京戦略2018」が採択されたことに始まります。この戦略は、①生きた連結性、②人を中心とした社会、③グリーン・メコンの実現を3本柱として協力を進めていくことを定めており、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、この戦略に沿って、インフラ整備、人材育成、デジタル化などの分野での協力を推進してきました。

また、2019年11月、バンコク（タイ）で行われた第11回日・メコン首脳会議では、「2030年に向けた日メコンSDGsイニシアティブ」を発表しました。このイニシアティブは、メコン諸国の潜在力を最適形で引き出すことを目標としており、国際スタンダードに^{のっと}った質の高いインフラ投資も活用しながら、①環境・都市問題、②持続可能な天然資源の管理・利用、③包摂的成長の三つの分野を優先分野として取り組んでいくことを掲げました。

11月にテレビ会議方式で行われた第12回日・メコン首脳会議では、菅総理大臣から日本の具体的貢献として「五つの協力」（①民間セクターに対する出融資の推進、②小さなコミュニティに行き渡る草の根の無償資金協力、③法の支配に関する協力、④海洋に関する協力、⑤サプライチェーンの強^{きょうじん}靱化に関する協力）を発表し、日・メコン協力を力強く推し進めていく決意を表明しました。

このように着実に積み上げてきた日・メコン協力を、2021年の日本での日・メコン首脳会議開催を通して、新たな高みに引き上げ、「インド太平洋国家」として、メコン地域諸国の人々と社会に寄り添いながら、互いに高め合うパートナーシップを今後も深化させていきます。



第12回日・メコン首脳会議
(11月13日、写真提供：内閣広報室)



メコン河（11月、カンボジア・クラチエ）

メコン首脳会議の日本開催の年であり、同年を「日メコンの年」として日本とメコンが地域をリードしていく。

11月にテレビ会議方式で開催された第12回日・メコン首脳会議では、菅総理大臣から、日本は、「インド太平洋国家」としてこの地域の平和と繁栄に貢献し続けることを改めて伝達し、メコン諸国からは、日・メコン協力の着実な進展への歓迎と、日本の取組への感謝が述べられた。同会議において、日本は、新たな具体的貢献策として、「五つの協力」（①民間セクターに対する出融資の推進、②小さなコミュニティに行き渡る草の根の無償資金協力、③法の支配に関する協力、④海洋に関する協力、⑤サプライチェーンの強靱化に関する協力）を発表した。また、同会議にて採択された共同声明においては、10月の菅総理大臣のベトナム訪問及び8月の茂木外務大臣のカンボジア、ラオス、ミャンマー訪問を含む日本のメコン地域への強いコミットメントが高く評価されたほか、エーヤーワディ・チャオプラヤ・メコン協力戦略（ACMECS）マスタープランの実現を加速するために、一丸となった努力を行う決意を再確認した。今後も日本は、メコン地域諸国にとって信頼のおけるパートナーとして、同地域の繁栄及び発展に貢献していく（76ページ 特集参照）。

(5) ASEAN+3（参加国：ASEAN 10か国＋日本、中国、韓国）

ASEAN+3は、1997年のアジア通貨危機を契機として、ASEANに日中韓の3か国が加わる形で発足し、金融や食料安全保障などの分野を中心に発展してきた。現在では、金融、農業・食料、教育、文化、観光、保健、エネルギー、環境など24の協力分野が存在し、2017年8月に採択された「ASEAN+3協力作業計画（2018-2022）」の下、各分野で更なる協力が進展している。

4月には、2020年のASEAN議長国であるベトナムの呼びかけで、新型コロナに関するASEAN+3（日中韓）特別首脳テレビ会議が開催され、安倍総理大臣から、①感染症対策能

力の強化、②感染症対策センターの設立、③経済の強靱化支援という三つの対ASEAN支援策を打ち出したほか、強固な連携を通じ、国境を越えて感染が拡大しているウイルスと対峙すべきであると述べ、各国の賛同を得た。また、危機の中でも物資の流通を維持すべきであることを強調したほか、いかなる措置もWTOルールと整合的でなければならないと述べ、各国の賛同を得た。会議後共同声明を発出し、パンデミックの拡散を制御し抑制するために、ASEAN+3諸国間の連帯を強化し、協力及び相互支援を強化するという共通のコミットメントを再確認した。

11月に開催された第23回ASEAN+3首脳会議（テレビ方式）では、4月のASEAN+3特別首脳テレビ会議で発表した支援策のフォローアップとして、菅総理大臣から、①医療支援について、2億米ドル以上の医療物資・機材の支援、医療研究機関などに対する技術協力などを通じた支援を更に進める意思を表明した。また、②日・ASEAN首脳会議でASEAN感染症対策センターの設立が正式に発表されたことに言及し、同センターを地域の感染症対策の中核として、ASEANの人々を感染症の脅威から守る組織へと育てていくべく、日本は継続的に後押ししていくと表明した。さらに、③経済再生支援について、ASEAN各国に総額約25億米ドルの財政支援円借款を供与していることを説明した。

また、菅総理大臣は、4月に採択されたASEAN+3特別首脳共同声明のフォローアップとして、「新型コロナウイルス感染症に関するASEAN対応基金」にASEAN+3協力基金から30万米ドルを拠出したことに加え、日本独自の貢献として100万米ドルの拠出も決定したことに言及した。ASEAN+3緊急米備蓄についても、菅総理大臣は、新型コロナ対応に効果的に活用できるよう、運用を改善し、更に有効活用できるよう、各国と協力していきたいと発言した。これらに加え、菅総理大臣は、日本として、RCEP協定の早期発効を目指すとともに、ASEAN+3協力において、「信頼性のあ

る自由なデータ流通」に基づくルール作りや海洋プラスチックごみ対策を推進していくことに言及した。

北朝鮮について、菅総理大臣は、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄（CVID）の実現に向け、「瀬取り」対策を含め、国連安保理決議の完全な履行が不可欠であると強調した。また、菅総理大臣は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を目指すとの日本の方針に変わりはないと説明し、条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意を述べるとともに、拉致問題の早期解決に向け、引き続きの理解と協力を求めた。これに対し、多くの国が朝鮮半島の完全な非核化の実現及び安保理決議の履行の重要性を強調した。

(6) 東アジア首脳会議（EAS）（参加国： ASEAN 10か国+日本、中国、韓国、 オーストラリア、ニュージーランド、 インド、米国及びロシア）

EASは、地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直に対話を行うとともに、首脳主導で政治・安全保障・経済上の具体的協力を進展させることを目的として、2005年に発足した地域のプレミア（主要な）・フォーラムである。また、EASには多くの民主主義国が参加しており、域内における民主主義や法の支配などの基本的価値の共有や貿易・投資などに関する国際的な規範の強化に貢献することが期待されている。

9月に開催された第10回EAS参加国外相会議（テレビ会議形式）では、茂木外務大臣から、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」が示すインド太平洋の在り方と、日本の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想とは、開放性、透明性、法の支配など多くの基本的価値を共有しており、AOIPを全面的に支持していく意図を改めて表明した。また、茂木外務大臣は、北朝鮮や東シナ海及び南シナ海、香港情勢についての日本の立場を述べた。



第10回EAS参加国外相会議（テレビ会議形式）で発言する茂木外務大臣（9月9日、東京）

北朝鮮について、茂木外務大臣から、国連安保理決議に従い、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルのCVIDの実現に向け、国連安保理決議の完全な履行を確保するため、「瀬取り」対策を含め、取組の維持・強化が不可欠であると強調した。また、茂木外務大臣から、拉致問題の早期解決に向け、各国による引き続きの協力を要請した。

茂木外務大臣は、東シナ海及び南シナ海については、一方的な現状変更の試みが継続する状況に関して、深刻な懸念を共有すると表明し、状況の改善に向け建設的な行動を取ることを参加国に呼びかけた。また、茂木外務大臣は、南シナ海問題については、航行及び上空飛行の自由を始めとする、UNCLOSに反映された国際法上の正当な権利が尊重されるべきことを強調し、ASEANの国々によるUNCLOSに基づく法的立場の表明を支持した。さらに、茂木外務大臣は、COCは、第三者の権利を害するものであってはならず、また、UNCLOSに合致する必要があることを述べた。昨今の香港情勢については、茂木外務大臣から、国家安全維持法の制定及びその後の運用を含む一連の動向に重大な懸念を強めており、香港が「一国二制度」の下に自由で開かれた体制を維持し、香港市民や各国の国民・企業の自由と権利が尊重され、香港が民主的、安定的に発展していくことが重要であると述べた。

11月に開催された第15回EAS（テレビ方式）ではインド太平洋の在り方及び政治・安全

保障について議論が行われた。菅総理大臣は、ASEANが発出した「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」には、日本が推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」と多くの本質的な共通点を有しており、日本はAOIPを全面的に支持すると表明するとともに、各国にも支持を呼びかけた。また、日・ASEAN首脳会議では、菅総理大臣は、AOIPとFOIPに沿って、日本とASEANが具体的なプロジェクトを進めていくことを確認できたことに言及し、「インド太平洋国家」である日本として、地域の平和と繁栄への取組を引き続き主導していく考えを表明した。さらに、菅総理大臣は、日・ASEAN首脳会議に続けて設立を発表したASEAN感染症対策センターを力強く後押しし、ASEAN各国への医療物資・機材の供与や技術協力なども進めていくと発言した。

地域情勢について、菅総理大臣から、地域では法の支配や開放性とは逆行する動きが起きていることを指摘し、東シナ海では、日本の主権を侵害する活動が継続、南シナ海では、弾道ミサイル発射や地形の一層の軍事化などの緊張を高める行動や国連海洋法条約に整合しない主張が見られると述べた上で、南シナ海において、航行及び上空飛行の自由を含むUNCLOS上の正当な権利が尊重される必要があり、「南シナ海に関する行動規範（COC）」は、UNCLOSに合致し、全ての利害関係国の正当な権利と利益を尊重すべきであると発言した。また、菅総理大臣は、南シナ海の現状について各国と深刻な懸念を共有するとともに、法の支配と平和的手段の重要性を改めて強調した。会議では、多くの国が、航行及び上空飛行の自由や、UNCLOSを始めとする国際法に従った紛争の平和的解決の重要性に言及した。また、現場における最近の情勢への懸念を表明した上で、非軍事化と自制の重要性に言及した国が複数あった。また、香港情勢について、菅総理大臣から、国家安全維持法の制定など、一連の動向に重大な懸念を有しており、香港が一国二制度の下に自由で開かれた体制を維持し、香港市民や



第15回東アジア首脳会議（EAS）（テレビ会議形式）に出席する菅総理大臣（11月14日、総理官邸 写真提供：内閣広報室）



新型コロナウイルス感染症に関する日中韓外相テレビ会議に出席する茂木外務大臣（3月20日、東京）

各国の国民・企業の自由と権利が尊重され、民主的、安定的に発展していくことが重要であると述べた。

北朝鮮について、菅総理大臣は、北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルのCVIDの実現に向け、「瀬取り」対策を含め、国連安保理決議の完全な履行が不可欠であると述べた。さらに、拉致問題の早期解決に向け、引き続きの理解と協力を求めた。これに対し、参加国から、完全な非核化及び対話を通じた平和的解決の重要性、ミサイル発射への非難や国連安保理決議の遵守の重要性について言及があった。

（7）日中韓協力

日中韓協力は、地理的な近接性と歴史的な深いつながりを有している日中韓3か国間の交流や相互理解を促進するという観点から引き続き重要である。また、世界経済で大きな役割を果たし、東アジア地域の繁栄を牽引する原動力である日中韓3か国が、協力して国際社会の様々

な課題に取り組む観点からも、大きな潜在性を秘めた協力分野の一つである。

3月には、新型コロナに関する日中韓外相テレビ会議が実施され、日本から茂木外務大臣、韓国から康京和^{カンギョンファ}外交部長官、中国から王毅^{おうぎ}國務委員兼外交部長が参加した。茂木外務大臣から、新型コロナの対応には、この地域の平和と安定に責任を有する3か国の協力が重要であると述べ、中韓両国からも3か国協力の重要性について同意が得られた。また、茂木外務大臣から、事態を終息させるためには、3か国の保健当局の協力が重要であり、早期に保健大臣会合を開催すべきであると述べ、5月には第12回日中韓三国保健大臣会合^{あかし}が開催された。さらに、人類が新型コロナに打ち勝った証として、完全な形で2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を実施することについて、中韓からの支持を得た。

(8) アジア太平洋経済協力 (APEC)

(162ページ 第3章第2節2参照)

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) は、アジア大洋州地域にある21の国・地域(エコノミー)で構成されており、各エコノミーの自主的な意思によって、地域経済統合と域内協力の推進を図っている。「世界の成長センター」と位置付けられるアジア太平洋地域の経済面における協力と信頼関係を強化していく

ことは、日本の一層の発展を目指す上で極めて重要である。

初のテレビ会議形式で開催された、2020年マレーシア APEC 首脳会議では3年ぶりに首脳宣言が採択された。また、ポグール目標後の APEC の方向性を表す「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」が採択された。首脳会議に出席した菅総理大臣は、ウィズコロナ・ポストコロナの経済成長に向け、デジタル化の推進と脱炭素社会の実現、自由貿易の推進と連結性の強化、包摂的な経済成長を特に重視することとして述べるとともに、新たな APEC のビジョンの実現に向け、積極的に貢献することを強調した。

(9) 南アジア地域協力連合 (SAARC)

SAARC²⁸ は、南アジア諸国民の福祉の増進、経済社会開発及び文化面での協力、協調などを目的として、1985年に正式発足した。2020年現在、加盟国はインド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタンの8か国、オブザーバーは日本を含む9か国・機関で、首脳会議や閣僚理事会(外相会合)などを通じて、経済、社会、文化などの分野を中心に、比較的穏やかな地域協力の枠組みとして協力を行ってきた。日本は、SAARC との間の青少年交流の一環として、これまで約3,615人を招へいしている。

28 SAARC : South Asian Association for Regional Cooperation